令和７年４月１日改訂

屋外広告物関係法令集

三重県県土整備部都市政策課

○屋外広告物法(抄)・・・１
○三重県屋外広告物条例・・・６
○三重県屋外広告物条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
○三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
○三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
○伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・・９０
○伊勢志摩屋外広告物沿道景観Ｂ地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・９２
○伊勢志摩屋外広告物沿道景観Ｃ地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区の決定・・・・・・・・・・９４
○奥伊勢屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・・・・９７
○紀北屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・・・・・９９
○紀南屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・・・・・１０２
○国道 311 号屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・１０５
○屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定(松阪市)・・・・・１０８
○屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区間及び区域の指定(桑名市)・・・・・１１０
○松阪市屋外広告物沿道景観Ａ地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・・１１１
○桑名市屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定・・・・・・・１１４
○三重県の事務処理の特例に関する条例(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
○参考資料・・１１８

○屋外広告物法（抄）

昭和24年6月3日法律第189号
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　広告物等の制限（第三条―第六条）
第三章　監督（第七条・第八条）
第四章　屋外広告業
　第一節　屋外広告業の登録等（第九条―第十一条）
　第二節　登録試験機関（第十二条―第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十九条）
第六章　罰則（第三十条―第三十四条）
附則

（令和4年6月17日法律第68号は令和7年6月1日施行）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

２　この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章　広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第三条　都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章 の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二　文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条 又は第七十八条第一項 の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項 若しくは第二項 又は第百十条第一項 の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項 に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三　森林法 （昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四　道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五　公園、緑地、古墳又は墓地

六　前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

２　都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一　橋りよう

二　街路樹及び路傍樹

三　銅像及び記念碑

四　景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項 の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項 の規定により指定された景観重要樹木
五　前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
３　都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）
第四条　都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）
第五条　前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）
第六条　景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項 の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第三章　監督

（違反に対する措置）
第七条　都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
２　都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
３　都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条 から第六条 までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
４　都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、貼り紙、貼り札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立

看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係る貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、貼り紙にあつては第一号に、貼り札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一　条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二　管理されずに放置されていることが明らかなとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第八条　都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物が貼り紙である場合は、この限りでない。

２　都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一　前条第四項の規定により除却された広告物　二日以上で条例で定める期間

二　特に貴重な広告物又は掲出物件　三月以上で条例で定める期間

三　前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件　二週間以上で条例で定める期間

４　都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

５　第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

６　前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

７　第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章　屋外広告業

第一節　屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第九条　都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第十条　都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　登録の有効期間に関する事項

二　登録の要件に関する事項

三　業務主任者の選任に関する事項
四　登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
五　その他登録制度に関し必要な事項
２　前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。
一　前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
二　前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。
イ　当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
ロ　屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
ハ　当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
ニ　この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ホ　屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニ又はヘまでのいずれかに該当するもの
ヘ　法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
ト　業務主任者を選任していない者
三　前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとすること。
イ　国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
ロ　広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者
ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者
四　前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとすること。
イ　不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
ロ　第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。
ハ　この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）
第十一条　都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第二節　登録試験機関
第十二条～第二十五条　（略）

第五章　雑則
（特別区の特例）
第二十六条　この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

（大都市等の特例）

第二十七条　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（景観行政団体である市町村の特例）

第二十八条　都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

（適用上の注意）

第二十九条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第六章　罰則

第三十条　第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条　第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十四条　第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

別表

○三重県屋外広告物条例（昭和41年10月7日三重県条例第45号）

改正　昭和44年　7月　8日三重県条例第38号　昭和45年　7月　3日三重県条例第23号
昭和49年　3月29日三重県条例第19号　昭和51年　3月29日三重県条例第38号
昭和52年　3月28日三重県条例第15号　昭和57年　3月29日三重県条例第11号
昭和60年10月　1日三重県条例第32号　平成元年　3月29日三重県条例第16号
平成　2年　3月　23日三重県条例第15号　平成4年　3月27日三重県条例第22号
平成　7年　7月　5日三重県条例第34号　平成9年　3月25日三重県条例第12号
平成10年　3月27日三重県条例第20号　平成15年　3月17日三重県条例第　2号
平成15年　3月17日三重県条例第17号　平成16年12月20日三重県条例第81号
平成17年10月　21日三重県条例第77号　平成21年　7月　6日三重県条例第48号
平成22年10月　22日三重県条例第51号　平成24年　3月27日三重県条例第32号
平成30年　3月　22日三重県条例第27号　令和6年　10月18日三重県条例第41号
（第29条の一部は、令和7年6月1日施行）
※施行後の条文を記載しています。

三重県屋外広告物条例をここに公布する。
三重県屋外広告物条例（昭和三十五年三重県条例第五十五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条　この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

一部改正〔平成16年条例81号〕

（定義）

第一条の二　この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

２　この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

追加〔平成16年条例81号〕、一部改正〔平成24年条例32号〕

（広告物等のあり方）

第二条　広告物又は掲出物件は、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観の形成を阻害し、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

一部改正〔平成16年条例81号〕

（禁止地域等）

第三条　次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は同法第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同法第百九条第一項若しくは第二項の規定により指定された地域又は同法第百十条第一項の規定により仮指定された地域。ただし、いずれも地域を定めず指定されたものを除く。

三　三重県文化財保護条例（昭和三十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定により指定された県指定有形文化財のうち建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同条例第三十五条の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物（地域を定めず指定されたものを除く。）の所在

する地域

四　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第八号及び第十一号の規定により指定された魚つき保安林及び風致保安林の地域

五　高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で知事が指定する区間並びに鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）で知事が指定する区間

六　道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十一号）第一条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）第二条第一項第二号又は第三号に規定する公園又は緑地及び社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第一号又は第二号に規定する公園又は緑地で知事が指定するものの区域

八　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定による特別地域のうち知事が指定する区域及び同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区

九　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

十　三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）第十一条の規定により指定された三重県自然環境保全地域内の特別地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

十一　古墳及び墓地

十二　港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

十三　官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地（国又は地方公共団体以外の者が設置した建造物及びその敷地で知事が指定するものを含む。）

十四　景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

十五　景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例（第五条第一項第九号において「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

２　知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔昭和44年条例38号・49年19号・51年38号・57年11号・平成2年15号・7年34号・9年12号・15年2号・17号・16年81号・17年77号・22年51号・24年32号・30年27号〕

（禁止物件）

第四条　次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一　橋りよう、トンネル、高架構造、歩道橋、こう門及び樋門

二　道路、鉄道等のよう壁並びに道路の分離帯及び地下道上屋の類

三　街路樹、路傍樹及び植樹帯

四　信号機、道路標識（道路管理者が設置を承認した案内標識を除く。）、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、歩道柵（ガードレールを含む。）及び駒止めの類

五　知事が指定する区域内にある電柱、街灯柱その他電柱の類

六　消火栓及び火災報知機

七　郵便ポスト、電話ボツクス及び路上変電塔

八　送電塔、送受信塔及び照明塔

九　煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

十　彫像及び記念碑の類

十一　景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

２　知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとす

る。

一部改正〔昭和49年条例19号・平成2年15号・9年12号・10年20号・17年77号〕

（許可地域等）

第五条　次の各号に掲げる地域又は場所（第三条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

一　市の区域及び人口五千人以上の町でその区域の全部又は一部が都市計画法第四条第二項の都市計画区域である町の区域

二　自然公園法に規定する国立公園及び国定公園の地域並びに三重県立自然公園条例（昭和三十三年三重県条例第二号）に規定する県立公園の地域

三　道路及び鉄道等で知事が指定する区間

四　道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

五　第三条第一項第九号ただし書及び第十号ただし書の規定により知事が指定する区域

六　港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

七　三重県自然環境保全条例第十三条の規定により指定された三重県自然環境保全地域内の普通地区

八　景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）

九　地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域

２　知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔昭和44年条例38号・45年23号・49年19号・57年11号・平成2年15号・9年12号・10年20号・15年2号・17年77号〕

（適用除外）

第六条　次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、前三条の規定は、適用しない。

一　法令の規定により表示する広告物又は掲出物件

二　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示した公益上必要な施設又は物件

２　第四条第一項第八号及び第九号に掲げる物件にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業、営業若しくは作業の内容を表示するため、又は管理上の必要に基づき表示する広告物及び掲出物件については、前三条の規定は、適用しない。

３　次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び前条の規定は、適用しない。

一　自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

二　前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

三　工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

四　冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物又は掲出物件

五　講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件

六　他の都道府県に存する陸運支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有する自動車に当該都道府県の屋外広告物条例の規定に従つて表示される広告物

七　人、動物又は車両（路線バスを除く。）、船舶等に表示される広告物

八　地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示される広告物

九　国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件

4　前項第一号及び第二号に掲げる広告物又は掲出物件のうち規則で定める基準に適合しないものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

5　道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

6　貼り紙その他これに類するもののうち、添付しようとする物件の所有者又は管理者の承諾を得て、規則で定めるところにより十日以内に自ら除却する旨を表示して知事に届け出たものについては、前条の規定は、適用しない。

7　国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件で、緊急性のあるもの又は公益性の高いもので届出のあつたものについては、第四条の規定は適用しない。

8　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示又は設置する貼り紙、貼り札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）で、規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。

9　公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

10　知事は、第三項第九号及び第七項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔昭和49年条例19号・57年11号・平成2年15号・9年12号・10年20号・17年77号・21年48号・24年32号・30年27号〕

（禁止広告物）

第七条　次の各号に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一　著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの

二　著しく破損し、又は老朽したもの

三　倒壊又は落下のおそれがあるもの

四　道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

一部改正〔平成24年条例32号〕

（広告物景観地区の指定）

第八条　知事は、良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進するため、第三条第一項各号又は第五条第一項各号に規定する地域又は場所で、次に掲げる地域のうち、道路端から百メートルの範囲で知事が定める一定の区域を屋外広告物沿道景観地区（以下「広告物景観地区」という。）として指定することができる。

一　都市を代表する道路及びその沿道地域

二　駅前広場に通ずる道路及びその沿道地域

三　伝統的建造物群保存地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域

四　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第五条第二項第三号の規定により定められた重点整備地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域

五　前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める道路及びその沿道地域

2　知事は、前項の規定による広告物景観地区を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴かなければならない。

3　知事は、第一項の規定による広告物景観地区を指定し、又はこれを変更したときは、その旨を

告示するものとする。

追加〔平成2年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例12号・16年81号・17年77号〕

（広告物景観地区基本方針等）

第八条の二　知事は、広告物景観地区を指定するときは、当該広告物景観地区における屋外広告物沿道景観地区基本方針（以下「広告物景観地区基本方針」という。）及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準（以下「広告物景観地区掲出基準」という。）を定めるものとする。

２　広告物景観地区基本方針には、当該広告物景観地区における良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進するため、次の事項を定めるものとする。

一　広告物及び掲出物件に関する基本構想

二　広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法についての基本的事項

３　広告物景観地区掲出基準は、広告物景観地区基本方針に基づき、次の事項を定めるものとする。

一　良好な景観及び風致を維持するため、広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について規制する基準（以下「景観風致維持基準」という。）

二　良好な景観の形成を積極的に推進するため、広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について指導する基準（以下「景観形成指導基準」という。）

４　知事は、第一項の規定による広告物景観地区基本方針及び広告物景観地区掲出基準を定めようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴かなければならない。

５　知事は、第一項の規定による広告物景観地区基本方針及び広告物景観地区掲出基準を定めようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

６　前項の規定による公告があつたときは、当該広告物景観地区内の住民及び当該広告物景観地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに縦覧に供された案について知事に意見書を提出することができる。

７　前三項の規定は、広告物景観地区基本方針及び広告物景観地区掲出基準の変更について準用する。

８　知事は、第一項の規定による広告物景観地区掲出基準を定め、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成2年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例12号・16年81号・17年77号〕

（広告物景観地区掲出基準の遵守等）

第八条の三　広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置は、第十三条の許可基準のほか、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合していなければならない。ただし、新たに景観風致維持基準が定められ、又は変更された場合において、前条第五項又は第七項の規定による公告の日前に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、新たに定められ、又は変更された景観風致維持基準は、当該広告物又は掲出物件の残存耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に基づき、規則で定めるところにより算出された耐用年数をいう。ただし、当該耐用年数が三年に満たないときは、三年とする。）の全部を経過した日の翌日から適用するものとする。

２　前項ただし書の場合において、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、これらを新たに表示し、又は設置するものとして取り扱うものとする。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をするときは、この限りでない。

３　知事は、広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置が、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合していないと認めるときは、第五条第一項又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をしてはならない。

４　広告物景観地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、景観形成指導基準を尊重しなければならない。

追加〔平成2年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例12号・10年20号・16年81号・30年27号〕

（指導等）

第八条の四　知事は、広告物景観地区において、良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進

するため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、広告物景観地区掲出基準に基づき必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

追加〔平成2年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例12号・16年81号・17年77号〕

（広告物協定地区）

第九条　相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当な区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の良好な景観を形成するため、当該区域における広告物及び広告物を掲出する物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

２　広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）

二　広告物又は広告物を掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

三　広告物協定の有効期間

四　広告物協定に違反した場合の措置

五　その他広告物協定の実施に関する事項

３　広告物協定に係る土地所有者等は、第一項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

４　知事は、第一項又は前項の認定をしたときは、土地所有者等の代表者に通知するとともに、遅滞なく告示しなければならない。

５　広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第一項又は第三項の認定後、知事に対して書面でその意思を表示することによつて、当該広告物協定に加わることができる。

６　知事は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の良好な景観を形成するために必要な指導及び助言をすることができる。

７　広告物協定に係る土地所有者等は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、廃止の届出を行うことにより知事の認定を受けなければならない。

８　知事は、前項の規定による廃止の届出を受理したとき又は広告物協定の内容及びその運用が良好な景観を形成する上で適当でなくなつたと認めるときは、第一項又は第三項の認定を取り消すものとする。この場合において、知事は遅滞なくその旨を告示するものとする。

追加〔平成9年条例12号〕、一部改正〔平成16年条例81号・17年77号〕

（許可の期間、条件及び更新）

第十条　知事は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

２　前項に規定する許可の期間は、一年以内とする。ただし、堅ろうな広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するものについては三年以内とし、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等については六十日以内とする。

３　許可の期間満了後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、期間満了の日の十日前までに更に申請して許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。ただし、貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等にあつては、許可の更新をすることはできない。

一部改正〔昭和49年条例19号・57年11号・平成2年15号・9年12号・10年20号・16年81号・17年77号・21年48号・24年32号・30年27号〕

（点検義務）

第十一条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

２　前項の点検のうち、規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。

３　第一項に掲げる者は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、点検の結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

追加〔平成2年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例12号・16年81号・24年32号・30年27号〕

（変更等の許可）

第十二条　第五条第一項又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

２　知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

一部改正〔昭和49年条例19号・平成9年12号・16年81号・30年27号〕

（許可の基準）

第十三条　この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

２　知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

一部改正〔平成9年条例12号〕

（許可の表示）

第十四条　この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可の証票を貼り付け、又は許可の押印を受けなければならない。

一部改正〔平成9年条例12号・24年32号〕

（管理義務）

第十五条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

一部改正〔平成9年条例12号・16年81号・30年27号〕

（管理者の設置義務）

第十六条　この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。

追加〔平成9年条例12号〕

（許可の取消し）

第十七条　知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消すことができる。

一　第十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項の規定により付された条件に違反したとき。

二　第十二条第一項の規定に違反したとき。

三　第十九条に規定する知事の命令に違反したとき。

四　虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

一部改正〔平成9年条例12号・17年77号〕

（除却義務）

第十八条　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは前条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要で

なくなつたときは、直ちに当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

一部改正〔平成9年条例12号〕

（措置命令）

第十九条　知事は、第三条から第五条まで、第七条、第十五条又は前条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

２　知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定め、その期限までに、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

３　知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第七条第三項の規定に基づき、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

４　知事は、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等が第三条から第五条まで又は前条の規定に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるときは、法第七条第四項の規定に基づき、その違反に係る貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、貼り札等、広告旗又は立看板等にあつては、管理されずに放置されていることが明らかな場合に限る。

一部改正〔昭和49年条例19号・平成9年12号・16年81号・17年77号・24年32号〕

（除却した広告物等の保管、売却、廃棄等）

第十九条の二　知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物が貼り紙である場合は、この限りでない。

２　知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

二　保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日

三　前二号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

３　前項の規定による公示は、公示を始めた日から起算して次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間、規則で定める場所に掲示するものとする。

一　前条第四項の規定により除却された広告物　二日

二　特に貴重な広告物又は掲出物件　三月

三　前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件　二週間

４　知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第二項の規定による公示の日から前項各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、次項の規定により評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

５　広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、

損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。
6　知事は、第四項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
7　第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
8　前条第二項及び第四項並びに第一項から第五項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
9　第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、法第八条第七項の規定に基づき、当該広告物又は掲出物件の所有権は、三重県に帰属するものとする。
追加〔平成16年条例81号〕、一部改正〔平成24年条例32号〕

（立入検査等）
第二十条　知事は、この条例の規定を実施するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
一部改正〔平成2年条例15号・9年12号・17年77号〕

（処分、手続等の効力の承継）
第二十一条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。
一部改正〔平成9年条例12号〕

（届出）
第二十二条　この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
一　広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者が、それらを管理する者を置いたとき、又は管理する者を変更したとき。
二　広告物若しくは掲出物件の権利を承継し、又は譲渡したとき。
三　広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
四　広告物若しくは掲出物件を除却したとき、又はこれらが滅失したとき。
一部改正〔平成9年条例12号・17年77号・24年32号〕

（屋外広告業の登録）
第二十三条　三重県の区域内で屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。
2　前項の登録の有効期間は、五年とする。
3　前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日までに、更新の登録を受けなければならない。この場合において登録申請は、当該有効期間の満了の日の三十日前までにしなければならない。
4　前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされ

るまでの間は、なお効力を有する。

５　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

全部改正〔平成17年条例77号〕

（登録の申請）

第二十四条　前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　三重県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三　法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四　未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

五　第二号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

２　前項の登録申請書には、登録申請者が第二十四条の三第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

全部改正〔平成17年条例77号〕、一部改正〔平成24年条例32号〕

（登録の実施）

第二十四条の二　知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

２　知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

追加〔平成17年条例77号〕

（登録の拒否）

第二十四条の三　知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十四条の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第二十七条の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

二　屋外広告業者（第二十三条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人である者が第二十七条の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者

三　第二十七条の二第一項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

四　法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五　第二十四条第一項第四号の法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者

六　法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七　第二十四条第一項第二号の営業所ごとに第二十六条第一項に規定する業務主任者を選任していない者

２　知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

追加〔平成17年条例77号〕、一部改正〔平成24年条例32号〕

（登録事項の変更の届出）

第二十四条の四　屋外広告業者は、第二十四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なけれ

ばならない。
２　知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
３　第二十四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。
追加〔平成17年条例77号〕
（屋外広告業者登録簿の閲覧）
第二十四条の五　知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
追加〔平成17年条例77号〕
（廃業等の届出）
第二十四条の六　屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
一　死亡した場合　その相続人
二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者
三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人
四　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人
五　三重県の区域内において屋外広告業を廃止した場合　屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員
２　屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
追加〔平成17年条例77号〕
（登録の抹消）
第二十四条の七　知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第二十七条の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならない。
追加〔平成17年条例77号〕
（講習会）
第二十五条　知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。
２　前項の講習会を受けようとする者は、規則で定める科目ごとに、二千円の講習手数料を納付しなければならない。
３　知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。
追加〔昭和49年条例19号〕、一部改正〔平成9年条例12号・30年27号〕
（業務主任者の設置）
第二十六条　屋外広告業者は、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに前条第一項の講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者（以下「業務主任者」という。）を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。
一　他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の講習会修了者
二　屋外広告士
三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
四　知事が、規則で定めるところにより、講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者
２　業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。
一　この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
二　広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物

件の設置に係る安全の確保に関すること。

三　第二十六条の三に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

追加〔昭和49年条例19号〕、一部改正〔昭和60年条例32号・平成9年12号・16年81号・17年77号・30年27号〕

（標識の掲示）

第二十六条の二　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録番号及び登録年月日

四　業務主任者の氏名

追加〔平成17年条例77号〕

（帳簿の備付け等）

第二十六条の三　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに営業に関する事項で規則で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

追加〔平成17年条例77号〕

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第二十七条　知事は、三重県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

追加〔昭和49年条例19号〕、一部改正〔平成2年条例15号・9年12号・17年77号〕

（登録の取消し等）

第二十七条の二　知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一　不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

二　第二十四条の三第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三　第二十四条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

２　知事は、前項の規定による処分をした場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該屋外広告業者に通知しなければならない。

追加〔平成17年条例77号〕

（監督処分簿の備付け等）

第二十七条の三　知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え付け、これを一般の閲覧に供しなければならない。

２　知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

追加〔平成17年条例77号〕

（報告及び検査）

第二十七条の四　知事は、三重県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔平成17年条例77号〕

（広告主の責務等）

第二十七条の五　広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件（以下「広告物等」という。）の管理を委託する者をいう。以下同じ。）は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことのないように、広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　知事は、広告主に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

追加〔平成17年条例77号〕

（勧告等）

第二十七条の六　知事は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主及び当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置している者又はこれらを管理している者（第三項において「広告主等」という。）に対し、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

２　知事は、前条第二項の規定による指導をした場合において、広告主が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

３　知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、広告主等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告の内容並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

４　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔平成17年条例77号〕

（手数料）

第二十七条の七　この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第六条第一項の届出を行つた政治団体が貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

２　この条例の規定による登録（登録の更新を含む。）を受けようとする者は、一万円の手数料を納付しなければならない。

３　既に納付した手数料は還付しない。

追加〔平成17年条例77号〕、一部改正〔平成21年条例48号・24年32号〕

（屋外広告物審議会）

第二十八条　広告物に関する重要事項を調査審議するため、県に屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　知事は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

一　第三条から第五条までの規定による指定をし、又は変更をしようとするとき。

二　第六条第三項第一号及び第二号、第十条第二項ただし書並びに第十三条第一項に規定する基準を定め、又は変更しようとするとき。

三　第八条第一項の規定による広告物景観地区を指定し、又は変更しようとするとき。

四　第八条の二第一項の規定による広告物景観地区基本方針及び広告物景観地区掲出基準を定め、又は変更しようとするとき。

五　第十三条第二項に規定する許可をしようとするとき。

３　知事は、第八条の二第六項の規定により意見書の提出があつたときは、その要旨を審議会に報告しなければならない。

４　審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

５　審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

追加〔昭和49年条例19号〕、一部改正〔昭和57年条例11号・平成2年15号・9年12号〕

（罰則）

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだとき。

二　不正の手段により第二十三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

三　第二十七条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反したとき。

２　第十九条第一項の規定による知事の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

３　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条から第五条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。

二　第十二条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造したとき。

三　第十八条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつたとき。

四　第二十四条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第二十六条第一項の規定に違反して業務主任者を選定しなかつたとき。

４　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条に規定する許可の証票を貼り付けず、広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。

二　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第二十七条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

一部改正〔昭和49年条例19号・平成4年22号・9年12号・17年77号・令和６年41号〕

（両罰規定）

第三十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

一部改正〔平成9年条例12号〕

（過料）

第三十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一　第二十四条の六第一項の規定による届出を怠つた者

二　第二十六条の二の規定による標識を掲げない者

三　第二十六条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

追加〔平成17年条例77号〕

（規則への委任）

第三十一条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成9年条例12号〕

（適用上の注意）

第三十二条　この条例の適用にあたつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

追加〔昭和49年条例19号〕、一部改正〔平成9年条例12号〕

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和41年12月三重県規則第58号で、同42年1月1日から施行）

（経過措置）

2　この条例施行の際現になされている改正前の三重県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定による許可の申請その他の手続は、この条例の相当規定によつてなされた許可の申請その他の手続とみなす。

3　この条例施行の際現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から一年間（旧条例の規定による許可を受けていたものは、当該許可の期間満了までの間）は、第三条から第五条までの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

4　この条例施行の日以後において第三条から第五条までの規定による知事の指定を受け、若しくは第三条若しくは第五条に規定する法令の改正又は市町村の廃置分合等により新たにこの条例の規定の適用を受けることとなつた広告物又は掲出物件については、前項の規定を準用する。

一部改正〔平成16年条例81号〕

5　第三項（前項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過した広告物又は掲出物件については、第十八条、第十九条及び第二十二条第四号の規定を準用する。

一部改正〔平成16年条例81号〕

6　この条例施行の際旧条例の規定に基づいてなされた広告物又は掲出物件に対する除却命令その他必要な措置命令で現に効力を有するものについては、なお従前の例による。

7　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和44年7月8日三重県条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年7月3日三重県条例第23号）

この条例は、一志郡久居町を市とする処分の効力が生ずる日から施行する。（後略）

附　則（昭和49年3月29日三重県条例第19号）

1　この条例は、昭和49年5月1日から施行する。ただし、第二十条の次に五条を加える改正規定のうち第二十条の二及び第二十条の四に係る部分は、昭和49年8月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、改正前の三重県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により表示又は設置を禁止されていなかつたもので、改正後の三重県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により表示又は設置が禁止されることとなるものについては、この条例の施行の日から一年間（旧条例の規定により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

3　この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、旧条例の規定による許可を要しなかつたもので、新条例の規定による許可を要することとなるものについては、この条例の施行の日から一年間（この期間内に許可の申請をした場合においては、許可又は不許可の処分のある日までの間）は、新条例の規定による許可を受けないで引き続き表示し、又は設置することができる。

4　前二項の規定は、この条例の施行の日以後において新条例第三条から第五条までに規定する区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件について準用する。

5　新条例第八条第二項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後にする許可に係る期間について適用する。

6　第二十条の次に五条を加える改正規定のうち第二十条の二に係る部分（以下この項において「改正規定」という。）の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者については、改正規定の施行の日から一月間は、新条例二十条の二第一項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

7　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和51年3月29日三重県条例第38号抄）

（施行期日）

1　この条例は、昭和51年4月1日から施行する。（後略）

附　則（昭和51年3月28日三重県条例第15号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附　則（昭和57年3月29日三重県条例第11号）

1　この条例は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、第三条の改正規定中第一号に係る部分は、昭和58年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、改正前の三重県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により表示又は設置を禁止されていなかつたもので、改正後の三重県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により表示又は設置が禁止されることとなるものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間（旧条例の規定により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

3　この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、旧条例の規定による許可を要しなかつたもので、新条例の規定による許可を要することとなるものについては、施行日から一年間（この期間内に許可の申請をした場合においては、許可又は不許可の処分のある日までの間）は、新条例の規定による許可を受けないで引き続き表示し、又は設置することができる。

4　前二項の規定は、施行日以後において新条例第三条から第五条までに規定する区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件について準用する。

5　施行日前に広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請（更新の申請及び新条例第八条第二項ただし書に規定する堅ろうな広告物又は掲出物件で許可期間が一年を超えるものに係る申請を除く。）をしたものの手数料の額については、新条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和60年10月1日三重県条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年3月29日三重県条例第16号）

1　この条例は、平成元年7月1日から施行する。

2　この条例の施行日前に申請をした屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る手数料については、改正後の三重県屋外広告物条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成2年3月23日三重県条例第15号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附　則（平成4年3月27日三重県条例第22号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成4年5月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成7年7月5日三重県条例第34号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成八年六月二十四日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、第一条の規定による改正前の三重県屋外広告物条例第三条第一項第一号の規定（中略）は、なおその効力を有する。

附　則（平成9年3月25日三重県条例第12号）

1　この条例は、平成9年7月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は掲出物件のうち、改正前の三重県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により表示又は設置を禁止されていなかったもので、改正後の三重県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により表示又は設置が禁止されることとなるものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間（旧条例の規定により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

3　この条例の施行の際現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は掲出物件のうち、旧条例の規定による許可を要しなかったもので、新条例の規定による許可を要することとなるものについては、施行日から一年間（この期間内に許可の申請をした場合においては、許可又は不許可の処分のある日までの間）は、新条例の規定による許可を受けないで引き続き表示し、又は設置することができる。

4　前二項の規定は、施行日以後において新条例第三条から第五条まで及び第八条に規定する区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件について準用する。

附　則（平成10年3月27日三重県条例第20号）

1　この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の際現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は掲出物件のうち、改正前の三重県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により表示又は設置を禁止されていなかつたもので、改正後の三重県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により表示又は設置が禁止されることとなるものについては、この条例の施行の日から一年間（旧条例の規定により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附　則（平成15年3月17日三重県条例第二号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成15年3月17日三重県条例第17号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成16年12月20日三重県条例第81号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定（「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。）は景観法（平成十六年法律第百十号）附則ただし書に規定する日から、同項第二号の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

2　屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程を廃止する告示（平成十三年国土交通省告示第三百五十五号）による廃止前の屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成四年建設省告示第四百二十八号）に基づき認定を受けた公益法人が行う屋外広告士資格審査・証明事業に基づく屋外広告士については、改正後の三重県屋外広告物条例第二十六条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成17年10月21日三重県条例第77号）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第五条の改正規定（「町村」を「町」に改める部分に限る。）並びに第八条及び第八条の二の改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三重県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第二十四条第一項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条

例の施行の日から六月を経過するまでの間（この期間内にこの条例による改正後の三重県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第二十四条の三第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

３　この条例の施行の際現に旧条例第二十六条第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第二十六条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成21年7月6日三重県条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年10月22日三重県条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年3月27日三重県条例第32号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月22日三重県条例第27号）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次号に掲げる規定以外の改正規定　平成三十年四月一日

二　第十一条の改正規定　平成三十年十月一日

２　この条例の施行の際現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）第五条の規定による改正後の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められる都市計画区域内の用途地域に関する都市計画の決定により表示又は設置が禁止されることとなるものについては、当該用途地域に関する都市計画の決定から一年間（この条例による改正前の三重県屋外広告物条例の規定により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、この条例による改正後の三重県屋外広告物条例の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附　則（令和6年10月18日三重県条例第41号）

（施行期日）

１　この条例は、令和7年6月1日から施行する。

２～３　略（経過措置）

別表（第二十七条の七関係）
屋外広告物等に関する許可手数料

区分		単位	手数料
貼り紙		一〇〇枚（一〇〇枚未満の端数は、一〇〇枚とみなす。）	三〇〇円
貼り札等	許可期間が三〇日以内のもの	一枚	一五〇円
	許可期間が三〇日を超えるもの	一枚	三〇〇円
立看板等	許可期間が三〇日以内のもの	一件	三〇〇円
	許可期間が三〇日を超えるもの	一件	六〇〇円
広告旗		一件	三〇〇円
電柱広告 街灯柱広告		一件	四五〇円
広告板 広告塔 掲出物件		表示面積（掲出物件にあつては、表示可能面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル未満のもの　一個	三〇〇円
		表示面積が一平方メートル以上三平方メートル未満のもの　一個	五五〇円
		表示面積が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの　一個	八〇〇円
		表示面積が五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの　一個	一、五〇〇円
		表示面積が一〇平方メートル以上二〇平方メートル未満のもの　一個	三、〇〇〇円
		表示面積が二〇平方メートル以上のもの　一個	六、〇〇〇円に二〇平方メートルを超える部分が五平方メートルに達するごとに八〇〇円を加算した額
アーチ		一基	三、〇〇〇円
アドバルン		一個	八〇〇円
広告網 横断幕		一張	三〇〇円
その他のもの		一個	三〇〇円

備考　一　広告板又は広告塔の表示及び掲出物件の設置の許可申請が同時にされた場合は、それらを一件とみなし、手数料については高額のものによる。

二　広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の期間が一年を超えるものの手数料は、次の区分に応じ、それぞれに定める額とする。この場合において、十円未満の端数があるときは、当該端数は十円に切り上げる。

イ　許可の期間が一年を超え二年以下のもの　手数料の額に一・九を乗じた額

ロ　許可の期間が二年を超えるもの　手数料の額に二・八を乗じた額

三　広告板又は広告塔には、ネオンサインその他電飾設備を有するもの及び板塀、壁等に直接書き込むものを含む。

全部改正〔昭和57年条例11号〕、一部改正〔平成元年条例16号・9年12号・17年77号・24年32号〕

○三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年12月27日三重県規則第59号）

改正　昭和44年 7月 8日三重県規則第42号　昭和45年 7月31日三重県規則第38号
昭和48年 3月13日三重県規則第 6号　昭和49年 4月26日三重県規則第26号
昭和51年 3月26日三重県規則第12号　昭和53年 4月28日三重県規則第26号
昭和55年 3月31日三重県規則第23号　昭和56年 1月6日三重県規則第 3号
昭和56年 3月31日三重県規則第30号　昭和57年 6月21日三重県規則第24号
昭和58年 3月15日三重県規則第 6号　昭和58年12月23日三重県規則第45号
平成 2年 6月29日三重県規則第31号　平成 9年 3月28日三重県規則第106号
平成10年 3月10日三重県規則第 5号　平成10年 4月 1日三重県規則第35号
平成11年12月 3日三重県規則第115号　平成11年12月28日三重県規則第119号
平成15年 2月28日三重県規則第 7号　平成16年 8月10日三重県規則第57号
平成16年12月20日三重県規則第80号　平成18年 3月22日三重県規則第19号
平成21年 7月 6日三重県規則第58号　平成23年 3月15日三重県規則第 8号
平成24年 3月27日三重県規則第11号　平成25年 2月26日三重県規則第 7号
平成26年 3月 4日三重県規則第5号　平成27年 3月27日三重県規則第28号
平成28年 1月 8日三重県規則第1号　平成30年 3月22日三重県規則第29号
令和 2年12月25日三重県規則第95号

三重県屋外広告物条例施規則を次のように定める。

三重県屋外広告物条例施行規則

三重県屋外広告物条例施行規則（昭和三十六年三重県規則第二十九号）の全部を改正する。

（許可の申請等）

第一条　次の各号に掲げる許可を受けようとする者又は届出をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める様式により、許可申請書又は届出書を提出しなければならない。

一　三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号。以下「条例」という。）第五条第一項、第六条第四項又は第五項の規定による許可　第一号様式

二　条例第六条第六項の規定による届出　第二号様式

三　条例第六条第七項の規定による届出　第三号様式

四　条例第六条第九項の規定による許可　第一号様式の二

五　条例第十条第三項の規定による継続許可（条例第六条第九項の規定に係るものを除く。）　第四号様式

六　条例第十条第三項の規定による継続許可（条例第六条第九項の規定に係るものに限る。）　第四号様式の二

七　条例第十二条第一項の規定による変更許可　第五号様式

八　条例第二十二条第一号から第三号までの規定による届出　第六号様式

九　条例第二十二条第四号の規定による届出　第七号様式

２　前項第一号に定める様式による許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　付近見取図

二　全ての広告物の配置を示した平面図（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は提出物件（以下「自家用広告物」という。）に限る。）

三　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面

四　色彩及び意匠を示した図面

五　広告物を表示し、又は提出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類

六　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し

３　前項の規定にかかわらず、第一項第一号の許可申請書のうち、貼り紙に係るものについては前

項第一号、第二号及び第三号に掲げる書類の添付を、貼り札等、広告旗及び立看板等に係るものについては前項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4　第一項第二号の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

一　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面

二　色彩及び意匠を示した図面

5　前項の規定にかかわらず、第一項第二号の届出書のうち、貼り紙に係るものについては前項第一号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6　第一項第三号の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

一　付近見取図

二　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面

三　色彩及び意匠を示した図面

7　前項の規定にかかわらず、第一項第三号の届出書のうち、貼り紙に係るものについては前項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

8　第一項第四号の許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　付近見取図

二　全ての広告物の配置を示した平面図

三　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面

四　良好な景観の形成及び風致の維持を阻害しない色彩及び意匠を示した図面

五　第二条第八項第一号に該当する広告物の場合は、公共的目的をもつて表示する広告物とそれ以外の広告物の表示時間が分かる書類

六　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類

七　道路法及び道路交通法の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し

9　第一項第七号の許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　付近見取図（広告物又は提出物件を移転する場合は、新・旧を明示したもの）

二　全ての広告物の配置を示した平面図（自家用広告物に限る。）

三　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面

四　色彩及び意匠を示した図面

五　広告物を表示し、又は提出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類（広告物又は提出物件を移転する場合に限る。）

六　道路法、道路交通法及び建築基準法の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し（広告物又は提出物件を移転する場合に限る。）

10　前項の規定にかかわらず、第一項第七号の許可申請書のうち、広告物又は提出物件の移転のみに係るものについては前項第三号及び第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一部改正〔昭和49年規則26号・57年24号・平成2年31号・9年106号・18年19号・23年8号・24年11号・25年7号・30年29号〕

（適用除外の基準）

第二条　条例第六条第一項第三号の規定による基準は、次のとおりとする。

一　広告物を表示する面積（以下「表示面積」という。）がその表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの五分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であること。

二　表示は、一物件につき二個以下であること。

2　条例第六条第三項第一号の規定による基準は、次のとおりとする。

一　表示面積（下し戸、シヤツター等に表示する広告物で昼間は表示されないものの面積を除く。）の合計が十平方メートル以下であること。

二　ネオンサインは、条例第三条第一項第一号に規定する地区にあつては、赤色を用いたもの、点滅式のもの及び管の露出したものでないこと。

3　条例第六条第三項第二号の規定による基準は、表示面積の合計が三平方メートル以下であることとする。

4　条例第六条第三項第三号の広告物及び掲出物件は、工事の期間中に限り表示されるもので、一般の宣伝の用に供されないものであり、蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。

5　条例第六条第五項の許可に係る広告物（道標及び案内図板を除く。）で条例第三条第一項各号に掲げる地域又は場所に表示するものの表示面積は、一面につき一・五平方メートル以下であることとする。

6　条例第六条第八項の規定による基準は、次のとおりとする。

一　表示又は設置の期間が六十日以内であること。

二　表示又は設置の期間の始期及び終期、表示者名又は管理者名並びに連絡先を明示していること（表示する文字等は一辺が一センチメートル程度とする。）。

三　表示し、又は設置する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にはその所有者）の承諾を得ていること。

四　別表第三第十二号の項から第十五号の項までに定める個別基準に適合していること。

7　条例第六条第九項に規定する公益上必要な施設又は物件は、次の各号の全てを満たさなければならない。

一　国又は地方公共団体が表示又は設置した案内図板、公共掲示板その他これに類するもの（以下「案内図板等」という。）であること。

二　明度及び彩度を抑え、良好な景観の形成又は風致の維持を阻害しないものであること。

三　案内図板等は、高さが二メートル以下で、かつ、垂直投影面積が三平方メートル以下であること。

四　ネオンサイン及び点滅するものを、使用しないものであること。

8　前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる広告物は、それぞれ当該各号に掲げる基準を満たさなければならない。

一　常時又は一定の期間継続して公共的目的をもつた表示とそれ以外の表示が切り替わる広告物　公共的目的をもつた表示以外の表示時間が、全体の表示時間の五分の一以下で、かつ、連続して十五秒以下であること。

二　前号以外の広告物　公共的目的をもつた表示以外の表示の大きさは、第二条第一項第一号の基準を満たすこと。

9　前各項に定めるもののほか、これらの広告物の表示については、別表の第一　屋外広告物の共通基準に適合したものでなければならない。

一部改正〔昭和44年規則42号・49年26号・57年24号・平成2年31号・9年106号・11年119号・18年19号・21年58号・24年11号・30年29号〕

（公共掲示板への表示）

第三条　条例第六条第三項第八号の規則で定める事項については、公共掲示板の管理者の定めるところによる。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号〕

（届出の押印等）

第四条　条例第六条第六項に係る広告物には、届出の証として第八号様式による押印又は打抜き証（上段左に三重県の略省記号、上段右に建設事務所整理番号及び下段に掲示期限の略省記号を表示したものをいう。第十一条において同じ。）の打抜きを受けなければならない。

追加〔昭和57年規則24号〕、一部改正〔平成9年規則106号・10年35号・18年19号〕

（屋外広告物沿道景観地区基本方針案等の公告）

第五条　条例第八条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　屋外広告物沿道景観地区の名称及び区域の案

二　屋外広告物沿道景観地区基本方針案の概要

三　屋外広告物沿道景観地区掲出基準案の概要

四　屋外広告物沿道景観地区基本方針案及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準案の縦覧場所

追加〔平成2年規則31号〕、一部改正〔平成9年規則106号〕

（残存耐用年数の算出）

第五条の二　条例第八条の三第一項ただし書に規定する広告物又は掲出物件の残存耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の規定による耐用年数から、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置に関する工事を完了した日の翌日から条例第八条の二第五項又は第七項の規定による公告の日までの年数を控除することにより算出するものとする。

追加〔平成16年規則80号〕

（認定の申請）

第六条　条例第九条第一項の規定による認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書（第九号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一　広告物協定書

二　広告物協定を締結した理由書

三　広告物協定地区付近見取図

四　広告物協定地区を表示する図面

五　認定を受けようとする者が広告物協定を締結した者の代表者（以下「代表者」という。）であることを証する書類

六　その他知事が必要と認めた書類

追加〔平成9年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

（変更認定の申請）

第六条の二　条例第九条第三項の規定による広告物協定の変更の認定を受けようとする者は、広告物協定認定変更申請書（第九号様式の二）に次の書類を添えて知事に提出して行うものとする。

一　変更後の広告物協定書

二　広告物協定を変更した理由書

三　広告物協定地区を表示する図面（広告物協定地区を変更した場合に限る。）

四　広告物協定の変更が当該協定を締結した者の全員の合意によることを証する書類

五　申請をしようとする者が代表者であることを証する書類

六　その他知事が必要と認めた書類

追加〔平成9年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

（認定）

第六条の三　知事は、条例第九条第一項又は第三項の規定により認定の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、当該広告物協定が適当であると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

２　知事は、前項の認定をしたときは、第九号様式の三又は第九号様式の四の通知書により、広告物協定の認定をしなかつたときはその旨を記載した文書により、代表者に通知するものとする。

追加〔平成9年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

（廃止届）

第六条の四　条例第九条第七項の規定による広告物協定の廃止の届出は、広告物協定廃止届出書（第九号様式の五）に次の書類を添えて知事に提出して行うものとする。

一　広告物協定を廃止した理由書

二　広告物協定の廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書類

三　届出をしようとする者が代表者であることを証する書類

四　その他知事が必要と認めた書類

追加〔平成9年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

（取消通知）

第六条の五　知事は、条例第九条第八項の規定により広告物協定の取消しをしたときは、広告物協定認定取消通知書（第九号様式の六）によりその旨を代表者に通知するものとする。

追加〔平成9年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

（堅ろうな広告物等の基準）

第七条　条例第十条第二項ただし書の規定による基準は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築基準法第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの、同法第

八十八条第一項において準用する同法第六条の二第一項の規定に基づき同法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものとする。

追加〔昭和57年規則24号〕、一部改正〔平成9年規則106号・18年19号・25年7号〕

（変更等の許可の特例）

第八条　条例第八条の三第二項ただし書及び第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次のとおりとする。

一　広告物又は掲出物件を、その許可の当時の形状、色彩その他表示の方法又は許可に際し付された条件に変更を加えない程度で補修し、補強し、又は塗り替える場合

二　劇場若しくは映画館又は一般乗合自動車運送事業による路線バスに表示する広告物で、その掲出物件の位置又は形状を変更することなく広告物を短期間に、定期的に、変更する場合

一部改正〔昭和49年規則26号・57年24号・平成2年31号・9年106号・24年11号〕

（点検義務）

第九条　条例第十一条第一項の規定による点検は、別に定める項目について、設置後三年以内ごとに行うものとする。ただし、条例第五条第一項、第六条第四項、第五項若しくは第九項又は第十条第三項の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物にあつては、許可又は許可の更新の申請の日前二月以内に行わなければならない。

２　点検者及び広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、点検の実施状況がわかる書類その他必要と認める書類等を保管しなければならない。

３　条例第十一条第一項の規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等その他の簡易なもの及び国又は地方公共団体が法令等により点検を義務付けた広告物又は掲出物件とする。

４　条例第十一条第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、表示又は設置の許可を要するものであつて、当該広告物又は掲出物件の表示面積が一平方メートル以上で、かつ、高さが四メートルを超えるものとする。

５　条例第十一条第二項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者

三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項第一号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第二号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第三号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定に基づく帆布製品製造又は広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者又は技能検定合格者

五　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者

六　その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして知事が認めた者

６　条例第十一条第三項の規定による報告は、屋外広告物許可申請書又は継続許可申請書の提出の際、屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（第九号様式の七）により行わなければならない。

７　条例第十一条第三項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げるものとする。

一　新たに設置された掲出物件

二　表示又は設置の許可を要し、かつ、表示面積が一平方メートル未満の広告物

三　建築基準法第十二条第一項に規定する定期報告を要する建築物に設置された広告物及び掲出物件（定期報告を行つたものに限る。）

追加〔平成2年規則31号〕、一部改正〔平成9年規則106号・18年19号・30年29号〕

（許可の基準）

第十条　条例第十三条第一項の規定による許可の基準は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、一の地域又は場所が新たに条例第五条第一項第一号に規定する区域

となつた際、当該地域又は場所において現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（第七条に規定する基準に該当するものに限る。）については、別表の第三に定める許可基準のうち面積及び高さに係るものは適用しない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数を経過したものについては、この限りでない。

追加〔昭和57年規則24号〕、一部改正〔平成9年規則106号・16年80号〕

（許可の証票等）

第十一条　条例第十四条の規定による許可の証票は、第十号様式とし、同条の規定による許可の押印は、第十号様式の二による押印、同様式の印影の刷り込み又は打抜き証による打抜きとする。

全部改正〔昭和53年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成2年31号・9年106号〕

（保管広告物等の掲示場所）

第十一条の二　条例第十九条の二第三項の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する建設事務所の掲示場とする。

追加〔平成16年規則80号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

（保管広告物等の売却の手続）

第十一条の三　条例第十九条の二第四項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札又はせり売りにより行わなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項各号に掲げる場合にあつては、随意契約により売却することができる。

追加〔平成16年規則80号〕

（保管広告物等の返還の手続）

第十一条の四　知事は、保管した広告物又は掲出物件（条例第十九条の二第四項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（第十号様式の三）と引換えに返還するものとする。

追加〔平成16年規則80号〕

（身分証明書）

第十二条　条例第二十条第二項の規定による身分証明書は、第十一号様式のとおりとする。

一部改正〔昭和49年規則26号・57年24号・平成9年106号〕

（登録の申請）

第十三条　条例第二十四条第一項の規定による申請は、屋外広告業登録申請書（第十二号様式）により行うものとする。

２　条例第二十四条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。以下同じ。）が条例第二十四条の三第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二　登録申請者が選任した条例第二十六条第一項の業務主任者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

三　登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面

四　登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

３　知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。第十四条第三項において同じ。）について、同法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定による利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一　登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成

年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）

二　登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）

三　登録申請者が選任した業務主任者

４　条例第二十四条第二項及び第二項第一号の誓約する書面は、第十二号様式の二のとおりとする。

５　第二項第三号の略歴を記載した書面は、第十二号様式の三のとおりとする。

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成24年規則11号・27年28号〕

（登録の通知）

第十三条の二　条例第二十四条の二第二項の規定による通知は、屋外広告業登録通知書（第十三号様式）により行うものとする。

追加〔平成18年規則19号〕

（変更の届出）

第十四条　条例第二十四条の四第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第十四号様式）により行うものとする。

２　屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一　条例第二十四条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。)　登記事項証明書

二　条例第二十四条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)　登記事項証明書

三　条例第二十四条第一項第三号に掲げる事項の変更　登記事項証明書並びに第十三条第二項第一号及び第三号の書面

四　条例第二十四条第一項第四号に掲げる事項の変更　第十三条第二項第一号及び第三号の書面

五　条例第二十四条第一項第五号に掲げる事項の変更　第十三条第二項第二号の書面

３　知事は、第十三条第三項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

全部改正〔平成18年規則19号〕

（廃業等の届出）

第十五条　条例第二十四条の六第一項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書（第十四号様式の二）により行うものとする。

全部改正〔平成18年規則19号〕

（講習会）

第十六条　条例第二十五条第一項の規定による講習会（以下「講習会」という。）は、次の各号に掲げる講習科目について、行うものとする。

一　屋外広告物に関する法令

二　屋外広告物の表示の方法に関する事項

三　屋外広告物の施工に関する事項

追加〔昭和57年規則24号〕、一部改正〔平成9年規則106号〕

（講習会の委託）

第十七条　条例第二十五条第三項の規定により講習会の運営に関する事務で他の者に委託することができるものは、講習会の期日等の公告、講習科目及び講習会修了の判定を除く全部又は一部の事務とする。

追加〔昭和57年規則24号〕、一部改正〔平成9年規則106号〕

（講習会の期日等の公告）

第十八条　知事は、講習会を行う期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号〕

（受講手続）

第十九条　講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の屋外広告物講習会受講申込書を受理したときは、屋外広告物講習会受講票（第十六号様式）を交付するものとする。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号〕

（講習会修了証書の交付）

第二十条　知事は、講習会を修了したと認めた者に対し、修了証書（第十七号様式）を交付するものとする。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号〕

（講習の一部免除）

第二十一条　知事は、次の各号の一に該当する者について、その申請により第十六条第三号に規定する講習科目について受講を免除することができる。

一　建築士法第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二　電気工事士法第三条に規定する電気工事士の資格を有する者

三　電気事業法第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四　職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて帆布製品製造取付けに係るもの

２　前項の講習会の講習科目の一部免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一　前項第一号に掲げる者にあつては、免許証の写し又は建築士登録証明書

二　前項第二号に掲げる者にあつては、電気工事士免状の写し

三　前項第三号に掲げる者にあつては、電気主任技術者免状の写し

四　前項第四号に掲げる者にあつては、免許書、合格書又は修了証書の写し

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号・10年5号・16年57号・30年29号〕

（不正受講者に対する措置）

第二十二条　知事は、虚偽又は不正の方法により受講しようとし、又は受講した者に対し、その受講を禁じ、又は講習会の修了の認定をせず、若しくは当該認定を取り消すことができるものとする。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号〕

（資格認定の申請等）

第二十三条　条例第二十六条第一項第四号に規定する資格の認定を受けようとする者は、資格認定申請書（第十八号様式）に屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として五年以上の経験を有することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　知事は、条例第二十六条第一項第四号の規定による資格の認定をしたときは、資格認定書（第十九号様式）を交付するものとする。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔昭和57年規則24号・平成9年106号〕

（標識の掲示）

第二十四条　条例第二十六条の二の規定により屋外広告業者が掲げなければならない標識は、第二十号様式のとおりとする。

全部改正〔平成18年規則19号〕

（帳簿の記載事項等）

第二十五条　条例第二十六条の三の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一　注文者の氏名又は名称及び住所

二　広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三　表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
四　広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
五　請負金額
２　条例第二十六条の三の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、第二十一号様式のとおりとする。
３　前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
４　屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

追加〔平成18年規則19号〕

（屋外広告業者監督処分簿）

第二十六条　条例第二十七条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに登録番号
二　処分の根拠となる条例の条項
三　処分の原因となつた事実
四　その他参考となる事項
２　屋外広告業者監督処分簿は、条例第二十七条の二第一項に規定する処分一件ごとに作成し、その保存期間は、当該処分の日から五年間とする。

追加〔平成18年規則19号〕

（身分証明書）

第二十七条　条例第二十七条の四第二項の規定による身分を示す証明書は、第二十二号様式のとおりとする。

追加〔平成18年規則19号〕

（広告主等の公表）

第二十八条　条例第二十七条の六第三項の規定により公表する事項は、同項に規定するもののほか、違反の内容、広告物等の表示の内容その他の広告物の特定に必要な事項とする。
２　条例第二十七条の六第三項の規定による公表は、三重県公報への登載その他の県民への周知に適した方法により行うものとする。

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成25年規則7号〕

（書類の提出先及び提出部数）

第二十九条　条例及びこの規則により知事に提出する書類は、第一条に係るものについては当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を所管する建設事務所に、それ以外のものについては屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）を所管する課に提出するものとする。
２　前項の書類の提出部数は、正副二通とする。

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成21年規則58号・24年11号・30年29号〕

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和42年1月1日から施行する。

（三重県屋外広告物条例の規定による地域を指定する告示の廃止）

２　三重県屋外広告物条例の規定による地域を指定する告示（昭和三十六年三重県告示第三百五十四号）は、廃止する。

（経過規定）

３　この規則施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいてなされた許可申請書又は届出書の提出その他の手続は、この規則の相当規定によつてなされた許可申請書又は届出書の提出その他の手続とみなす。

附　則（昭和44年7月8日三重県規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年7月31日三重県規則第38号）

この規則は、昭和45年8月1日から施行する。

附　則（昭和48年3月13日三重県規則第6号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附　則（昭和49年4月26日三重県規則第26号）

（施行期日）

1　この規則は、昭和49年5月1日から施行する。ただし、本則に九条を加える改正規定のうち第十三条、第十五条及び第十五条に係る部分は、昭和49年8月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいてなされた許可申請書又は届出書の提出その他の手続は、改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の相当規定によつてなされた許可申請書又は届出書の提出その他の手続とみなす。

（三重県屋外広告物審議会規則の一部改正）

3　三重県屋外広告物審議会規則（昭和三十六年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

附　則（昭和51年3月26日三重県規則第12号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附　則（昭和53年4月28日三重県規則第26号）

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

附　則（昭和55年3月31日三重県規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年1月6日三重県規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年3月31日三重県規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年6月21日三重県規則第24号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附　則（昭和58年3月15日三重県規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年12月23日三重県規則第45号）

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附　則（平成2年6月29日三重県規則第31号）

（施行期日）

1　この規則は、平成2年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成2年8月1日から施行する。

（経過措置）

2　別表の改正規定の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の許可の基準については、改正後の別表の規定にかかわらず、当該広告物等の残存耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の規定による残存耐用年数をいう。以下この項において同じ。）の期間満了の日までの間（残存耐用年数が三年未満のものについては、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から三年の間）は、なお従前の例による。ただし、三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号）第九条の規定により知事の許可を受けなければならない変更又は改造に係る広告物等については、この限りでない。

附　則（平成9年3月28日三重県規則第106号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附　則（平成10年3月10日三重県規則第5号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則（平成10年4月1日三重県規則第35号抄）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年12月3日三重県規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年12月28日三重県規則第119号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の許可の基準については、改正後の第二条第五項及び別表第五の規定にかかわらず、当該広告物等の残存許可期間の期間満了の日までの間（残存許可期間が一年未満のものについては、施行日から一年間）は、なお従前の例による。

附　則（平成15年2月28日三重県規則第7号）

（施行期日）

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の許可の基準については、改正規定の施行の日から三年間は、なお従前の例による。ただし、三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号）第十二条の規定により知事の許可を受けなければならない変更又は改造にかかる広告物等については、この限りでない。

附　則（平成16年8月10日三重県規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年12月20日三重県規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年3月22日三重県規則第19号）

（施行期日）

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3　この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成21年7月6日三重県規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年3月15日三重県規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成24年3月27日三重県規則第11号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3　この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成25年2月26日三重県規則第7号）

（施行期日）

三重県屋外広告物条例施行規則

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

３　この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成26年3月4日三重県規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年3月27日三重県規則第28号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行の日から施行する。

附　則(平成 28 年 1 月 8 日三重県規則第 1 号)

（施行期日）

１　この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

３　この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

４　この規則による改正後の第九号様式の七は、平成 28 年 4 月 1 日以後に三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 11 条の点検を行う場合について適用し、同日前に同条例第 11 条の点検を行う場合は、なお従前の例による。

附　則(平成30年3月22日三重県規則第29号)

（施行期日）

１　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次号に掲げる規定以外の改正規定　平成三十年四月一日

二　第九条の改正規定　平成三十年十月一日

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の三重県屋外広告物条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の規定に基づき提出された申請書その他の書類とみなす。

３　この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

４　この規則による改正後の第九号様式の七は、平成三十年十月一日以後に三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号）第十一条の点検を行う場合について適用し、同日前に同条例第十一条の点検を行う場合は、なお従前の例による。

別表（第２条、第10条関係）

第１　屋外広告物に係る許可の共通基準

許可の共通基準
1　道路を占用して設ける広告物は、道路法の規定による道路の占用許可及び道路交通法の規定による道路の使用許可を受けていること。 　また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠蔽し、又は幻惑させること等により道路交通に影響を与えるものでないこと。 2　容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震等の衝動によつて容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。 3　屋外広告物（自家用広告物を除く。）については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。

第２　禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種類	個別基準
１　壁面広告	１　同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の４分の１以下であること。 ２　壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 ３　窓その他開口部を覆わないものであること。
２　突出広告（外壁等から突出しているもの）	１　１面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 ２　広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
３　屋上広告	１　広告物の高さは、地上からこれを設置する個所までの高さの３分の１以下であつて、かつ、７メートル以下であること。 ２　地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 ３　木造建築物に掲げるものでないこと。
４　広告板	１　表示面積は、１面につき15平方メートル以下であること。 ２　高さは、５メートル以下であること。
５　広告塔	１　表示面積は、合計40平方メートル以下であること。 ２　高さは、５メートル以下であること。
６　サイン・ポール（支柱が１本で釣り下げるもの）	１　表示面積は、１面につき５平方メートル以下であること。 ２　高さは、５メートル以下であること。
７　気球広告	１　掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 ２　掲揚高度は、地上から20メートル以上で、かつ、係留点から45メートル以下であること。 ３　広告面にネットを用いてあること。 ４　気球に補助綱があること。
８　広告用垂幕	広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の４分の１を超えないものであることとし、１張りあたりの大きさは制限しない。
９　電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	１　電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。 ２　電柱等に添架する突出広告は、垂直に取り付け、大きさは、縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。 ３　１本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は１巻、突出広告は１個であること。 ４　突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。
10　貼り紙	大きさは、１平方メートル以下であること。
11　貼り札等	大きさは、１平方メートル以下であること。
12　立看板等	大きさは、２平方メートル以下であること。
13　広告旗	大きさは、２平方メートル以下であること。
14　その他のもの	知事が適当と認めたもの。

第３　許可地域等における屋外広告物の許可基準

種類	個別基準
１　壁面広告	１　同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の２分の１以下であること。 ２　壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 ３　窓その他開口部を覆わないものであること。
２　突出広告（外壁等から突出しているもの）	１　１面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 ２　広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
３　屋上広告	１　広告物の高さは、地上からこれを設置する個所までの高さの３分の２以下、若しくは20メートル以下であること。 ２　地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 ３　木造建築物に掲げるものでないこと。
４　広告板	１　表示面積は、１面につき35平方メートル以下であること。 ２　高さは、10メートル以下であること。
５　広告塔	１　表示面積は、合計70平方メートル以下であること。 ２　高さは、15メートル以下であること。
６　サイン・ポール（支柱が１本で釣り下げるもの）	１　表示面積は、１面につき５平方メートル以下であること。 ２　高さは、７メートル以下であること。
７　気球広告	１　掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 ２　掲揚高度は、地上から20メートル以上で、かつ、係留点から45メートル以下であること。 ３　広告面にネットを用いてあること。 ４　気球に補助綱があること。
８　広告用垂幕	広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の２分の１を超えないものであることとし、１張りあたりの大きさは制限しない。
９　電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	１　電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。 ２　電柱等に添架する突出広告は、垂直に取り付け、大きさは、縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。 ３　１本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は１巻、突出広告は１個であること。 ４　突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。
10　バス停標識	１　設置場所は、歩車道の区分のある道路歩道上又は歩車道の区分のない道路における待避所等であつて交通に支障のない場所であること。 ２　規格は、高さ３メートル、幅0.45メートルをそれぞれ超えないこと。 ３　広告面は進行車両に対向せず、かつ、車道に面していない２面に限定するものとし、表示面積（１面）は0.2平方メートル以下であること。 ４　広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面（１面）の広さの３分の１程度でその位置は、照明表示ボックスの最下段とす

	る。 ５　条例第３条に規定する禁止地域においては、バス停標識に広告物を添架してはならない。
11　バス車体広告	路線バスに表示する広告物は、自動車の側面に表示するものについては６個以下、後部のクーリングユニットカバー部分に表示するものについては２個以下、後部のその他部分に表示するものについては２個以下であること。
12　貼り紙	大きさは、１平方メートル以下であること。
13　貼り札等	大きさは、１平方メートル以下であること。
14　立看板等	大きさは、２平方メートル以下であること。
15　広告旗	大きさは、２平方メートル以下であること。
16　その他のもの	知事が適当と認めたもの。

第４　禁止地域等における管理広告並びに道標及び案内図板の許可基準

種類	個別基準
１　管理広告	１　表示面積は、７平方メートル以下であること。 ２　表示内容は、必要な文言に限ること。 ３　その他の事項は広告物の種類ごとに別表第２の基準に適合していること。
２　道標及び案内図板（避難所等へ誘導するもの）	１　表示面積は、１面につき1.5平方メートル以下であること。 ２　表示内容は、避難所等の名称、距離、矢印その他の避難所等への避難又は誘導に関するものに限ること。ただし、全表示面積の５分の１以内の範囲内において、設置又は管理に係る費用を負担した者の名称、事業内容、所在地及び電話番号を表示する場合はこの限りでない。 ３　市町長が、設置場所及び表示内容に同意していること。 ４　その他の事項は広告物の種類ごとに別表第２の基準に適合していること。
３　道標及び案内図板（２以外のもの）	１　表示面積は、１面につき1.5平方メートル以下であること。 ２　原則として、１事業所２本以下であること。 ３　表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 ４　色彩については、地は緑色、文字等は白色に限ること。ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りでない。 ５　その他の事項は広告物の種類ごとに別表第２の基準に適合していること。

備考

１　「管理広告」とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件をいう。

２　「避難所等」とは、市町地域防災計画において定められた避難所及び避難場所をいう。

全部改正〔平成15年規則７号〕、一部改正〔平成16年規則57号・80号・18年19号・23年８号・24年11号・25年７号・26年５号〕

三重県屋外広告物条例施行規則

第１号様式（第１条関係）

屋　外　広　告　物　許　可　申　請　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
申請者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例 { □第５条第１項 / □第６条第４項 / □第６条第５項 } の規定により申請します。

表示(設置)場所									条例上の地域区分	□ 禁止地域等 □ 許可地域等 □ 広告物景観地区 □ 広告物協定地区
種　　別	□ 自家用広告物　□ 管理広告物　□ 道標・案内図板　□ その他									
広告物の種類・大きさ等		種　類	縦(m)	横(m)	高さ(m)	面数(面)	数量(　)	面積(㎡)	照明	主な表示内容
	1								□有	
	2								□有	
	3								□有	
	4								□有	
	5								□有	
表示(設置)期間	年　月　日から　　年　月　日まで									
表示(設置)場所の所有者	住所 氏名	電話　(　)								
広告物の管理者	住所 氏名	電話　(　)								
表示(設置)する屋外広告業者	住所 氏名	三重県屋外広告業登録第　　号								
工事完成予定日	年　月　日				建築基準法による工作物の確認	□確認済　□申請中　□不要				
道路法による道路占用許可	□取得済　□申請中　□不要				道路交通法による道路使用許可	□取得済　□申請中　□不要				

※　許可番号　　許可の条件（　　）

許可の期限　　年　　月　　日まで　　許可手数料　　円

上記のとおり許可します。　　（手数料算定面積：　　㎡）

年　　月　　日　　三重県知事　　印

備考　１　□には、該当するものにレ印を記入してください。

２　該当のない欄及び※欄には、記入しないでください。

３　次の書類を添付してください。

①付近見取図、②全ての広告物の配置を示した平面図（自家用広告物のみ）、③形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面、④色彩及び意匠を示した図面、⑤広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類、⑥道路法、道路交通法及び建築基準法の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し

ただし、貼り紙は①・②・③の、貼り札等、広告旗及び立看板等については①・②の添付を省略することができます。

４　「広告物の管理者」の欄には、許可期間中、補修その他必要な管理を行う者を記入してください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・25年7号・28年1号・令和2年規則95号〕

第１号様式の２（第１条関係）

屋　外　広　告　物　許　可　申　請　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所

申　請　者　　団　体　名

代 表 者 名

次のとおり三重県屋外広告物条例第6条第9項の規定により申請します。

表示(設置)場所		条例上の地域区分	□ 禁止地域等 □ 広告物景観地区 □ 広告物協定地区
種　　別	□ 規則第2条第8項第1号(公共デジタルサイネージ等)　□ 規則第2条第8項第2号(案内図その他)		

広告物の種類・大きさ等		種　類	縦(m)	横(m)	高さ(m)	面数(面)	数量(　)	面積(㎡)	照明	主な表示内容
	1								□有	
	2								□有	
	3								□有	

表示(設置)期間	年　月　日から　　年　月　日まで			
表示(設置)場所の所有者	住所 氏名	電話　(　)		
広告物の管理者	住所 氏名	電話　(　)		
表示(設置)する屋外広告業者	住所 氏名	三重県屋外広告業登録第　　号		
工事完成予定日	年　月　日			
道路法による道路占用許可	□取得済　□申請中　□不要	道路交通法による道路使用	□取得済　□申請中　□不要	

※　許可番号　　許可の条件（　　）

許可の期限　　年　　月　　日まで　　許可手数料　　円

上記のとおり許可します。　　（手数料算定面積：　　㎡）

年　　月　　日　　三重県知事　　印

備考　１　□には、該当するものにレ印を記入してください。

２　該当のない欄及び※欄には、記入しないでください。

３　次の書類を添付してください。

①付近見取図、②全ての広告物の配置を示した平面図、③形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面、④良好な景観の形成及び風致の維持を阻害しない色彩及び意匠を示した図面、⑤規則第２条第８項第１号に該当する広告物の場合は、公共的目的をもつて表示する広告物とそれ以外の広告物の表示時間が分かる書類、⑥広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類、⑦道路法及び道路交通法の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し

４　「広告物の管理者」の欄には、許可期間中、補修、除却その他必要な管理を行う者を記入してください。

（規格Ａ４）

追加〔平成30年規則29号〕、一部改正〔令和2年規則95号〕

第２号様式
（第１条関係）

貼　り　紙　等　届　出　書

年　月　日

三重県知事　　宛て

住　所
届出者　氏　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）
電話番号　（　　）

次のとおり三重県屋外広告物条例第６条第６項の規定により届け出ます。

広告物の種類		表示の内容	
表示期間	年　月　日から　年　月　日まで		
表示場所			
表示件数（枚数）			
除却誓約書 この広告物は、　年　月　日までに私が責任をもつて除却することを誓約します。 住　所 届出者 氏　名			
添付書類 １　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面（貼り紙の場合は、添付を省略することができます。） ２　色彩及び意匠を示した図面			

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第３号様式
（第１条関係）

公　共　屋　外　広　告　物　届　出　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
届出者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）
担当者氏名
及び電話番号　　（　　）

次のとおり三重県屋外広告物条例第６条第７項の規定により届け出ます。

広告物の種類		表示の内容	
表示期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
表示場所			
広告物を掲げる物件の種類		表示件数	
緊急性又は公益性の内容			

添付書類
１　付近見取図
２　形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面（貼り紙の場合は、添付を省略することができます。）
３　色彩及び意匠を示した図面

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第４号様式
（第１条関係）

屋　外　広　告　物　継　続　許　可　申　請　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
申請者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第10条第３項の規定により申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">既許可番号等</td><td colspan="3">年　月　日
第　　号</td><td>許可期間</td><td colspan="3">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示(設置)場所</td><td colspan="5"></td><td>条例上の地域区分</td><td>□ 禁止地域等
□ 許可地域等
□ 広告物景観地区
□ 広告物協定地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">種別</td><td colspan="8">□ 自家用広告物　□ 管理広告物　□ 道標・案内図板　□ その他</td></tr>
<tr><td rowspan="6">広告物の種類・大きさ等</td><td></td><td>種類</td><td>縦
(m)</td><td>横
(m)</td><td>高さ
(m)</td><td>面数
(面)</td><td>数量
(　)</td><td>面積
(㎡)</td><td>照明</td><td>主な表示内容</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>□有</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>□有</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>□有</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>□有</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>□有</td></tr>
<tr><td colspan="2">継続表示（設置）期間</td><td colspan="4">年　月　日から
年　月　日まで</td><td colspan="2">変更（改造）の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">表示(設置)場所の所有者</td><td>住所
氏名</td><td colspan="7">電話　（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告物の管理者</td><td>住所
氏名</td><td colspan="7">電話　（　）</td></tr>
<tr><td colspan="10">※　許可番号　　許可の条件（　　）
許可の期限　年　月　日まで　　許可手数料　　円
上記のとおり許可します。　　（手数料算定面積：　　㎡）
年　月　日　　三重県知事　　㊞</td></tr>
</table>

備考　１　□には、該当するものにレ印を記入してください。
２　該当のない欄及び※欄には、記入しないでください。
３　変更又は改造しようとするときは、その概要欄には規則で定める軽微な変更又は改造の場合のみ記入してください。それ以外の変更又は改造は、第５号様式により申請してください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第４号様式の２（第１条関係）

屋外広告物継続許可申請書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
申請者　団体名
代表者名

次のとおり三重県屋外広告物条例第10条第3項の規定により申請します。

既許可番号等			年　月　日 第　号			許可期間		年　月　日から 年　月　日まで		
表示（設置）場所								条例上の地域	□ 禁止地域等 □ 広告物景観地区 □ 広告物協定地区	
種別			□規則第2条第8項第1号（公共デジタルサイネージ）　□規則第2条第8項第2号（案内図その他）							
広告物の種類・大きさ等		種類	縦（m）	横（m）	高さ（m）	面数（面）	数量（　）	面積（㎡）	照明	主な表示内容
	1								□有	
	2								□有	
	3								□有	
継続表示（設置）期間			年　月　日から 年　月　日まで							
表示（設置）場所の所有者			住所 氏名	電話　（　）						
広告物の管理者			住所 氏名	電話　（　）						

※　許可番号　　許可の条件（　　）

許可の期限　年　月　日まで　　許可手数料　　円

上記のとおり許可します。　　（手数料算定面積：　　㎡）

年　月　日　　三重県知事　　印

備考　１　□には、該当するものにレ印を記入してください。
　　２　該当のない欄及び※欄には、記入しないでください。

（規格Ａ４）

追加　〔平成30年規則29号〕、一部改正〔令和2年規則95号〕

第５号様式（第１条関係）

屋外広告物変更等許可申請書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
申請者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第12条第１項の規定により申請します。

既許可番号等			年　月　日 第　　号			許可期間		年　月　日から 年　月　日まで		
表示(設置)場所(移転の場合は、その場所)								条例上の地域区分	□ 禁止地域等 □ 許可地域等 □ 広告物景観地区 □ 広告物協定地区	
種別			□ 自家用広告物　□ 管理広告物　□ 道標・案内図板　□ その他							
広告物の種類・大きさ等		種類	縦(m)	横(m)	高さ(m)	面数(面)	数量(　)	面積(㎡)	照明	主な表示内容
	1								□有	
	2								□有	
	3								□有	
	4								□有	
	5								□有	
その他変更事項及び変更の理由										
広告物の管理者	住所 氏名		電話　（　）							
表示(設置)場所の所有者	住所 氏名		電話　（　）							

※　許可番号　　許可の条件（　　）

許可の期限　　年　　月　　日まで　　許可手数料　　円

上記のとおり許可します。

年　　月　　日　　三重県知事　　印

備考　１　□には、該当するものにレ印を記入してください。
２　該当のない欄及び※欄には、記入しないでください。
３　次の書類を添付してください。
①付近見取図（移転の場合は、新・旧を明示してください。）、②全ての広告物の配置を示した平面図（自家用広告物のみ）、③形状寸法及び構造を示した仕様書並びに図面、④色彩及び意匠を示した図面、⑤広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾を得たことが分かる書類（移転の場合に限る。）、⑥道路法、道路交通法及び建築基準法の規定による許可等を要するものについては、その許可書等の写し（移転の場合に限る。）
ただし、移転のみの場合は、③及び④の添付を省略することができます。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、
一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・25年7号・令和2年規則95号〕

第６号様式
（第１条関係）

屋　外　広　告　物　変　更　届　出　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
届出者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第22条 {□第１号 □第２号 □第３号} の規定により届け出ます。

既許可番号等	年　月　日 第　　号	許可期間	年　月　日から 年　月　日まで
表示(設置)場所			
変更の種類	□　管理者の設置又は管理者の変更 □　権利の承継又は譲渡 □　氏名若しくは名称又は住所の変更		
変更の事項	変更後		
	変更前		
変更の理由			

備考　□には、該当するものにレ印を記入してください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第７号様式
（第１条関係）

屋 外 広 告 物 除 却 （ 滅 失 ） 届 出 書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
届出者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第22条第４号の規定により届け出ます。

既　許　可 番　号　等	年　月　日 第　　号	許 可 期 間	年　月　日から 年　月　日まで
表示(設置)場所			
広告物の種類		数　　量	
表 示 内 容			
除却(滅失)理由			

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号〕

第８号様式（第４条関係）　　屋　外　広　告　物　届　出　押　印

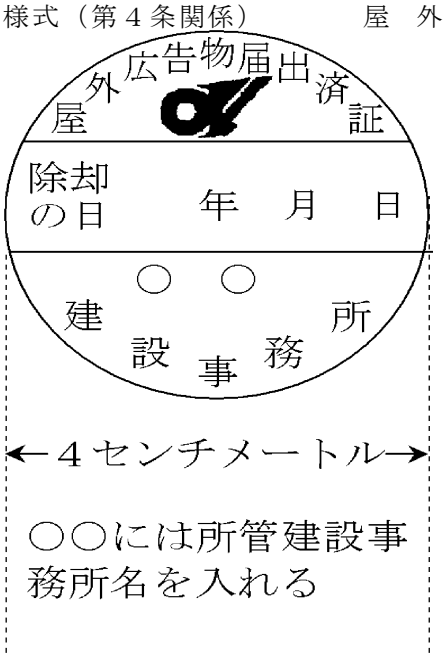

全部改正〔平成18年規則19号〕

第10号様式
（第11条関係）　　屋　外　広　告　物　許　可　証

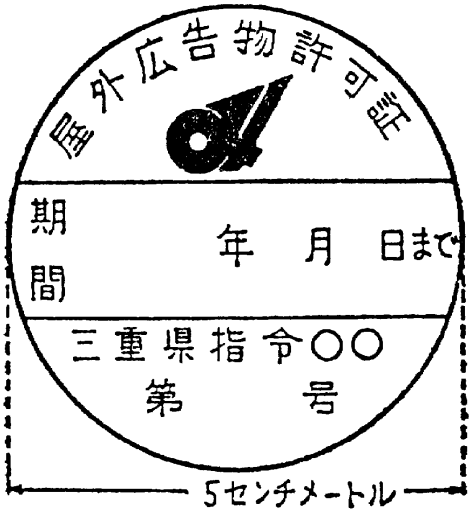

追加〔昭和53年規則26号〕、一部改正〔平成16年規則57号〕

第10号様式の２
（第11条関係）

屋　外　広　告　物　許　可　押　印

追加〔昭和53年規則26号〕、一部改正〔平成16年規則57号〕

第９号様式
（第６条関係）

広　告　物　協　定　認　定　申　請　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

申　請　者　住　　所
（代表者）　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）
電　　話　　（　　）

三重県屋外広告物条例第９条第１項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　広告物協定の名称		
２　協定締結者数		
３　協定地区	（１）　含まれる地域の名称	
	（２）　面　　積	
	（３）　用　途　地　域	
	（４）　その他の区域、地域又は地区	
４　広告物に関する基準の概要		
５　協定の有効期間		
６　違反があつた場合の措置		
７　協定の変更又は廃止の手続		

※　受付年月日 年　　月　　日	※　認定年月日 年　　月　　日	※　認定番号 第　　号

備考　※欄には記入しないでください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第９号様式の２
（第６条の２関係）

広　告　物　協　定　認　定　変　更　申　請　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

申　請　者　住　　所
（代表者）　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）
電　　話　　（　　）

広告物協定を変更したいので、三重県屋外広告物条例第９条第３項の規定により、次のとおり申請します。

広告物協定	１　名　　称	
	２　認　定　番　号	
	３　認　定　年　月　日	
変更事項	変　　更　　前	
	変　　更　　後	

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第９号様式の３
（第６条の３関係）

広　告　物　協　定　認　定　通　知　書

年　　月　　日

様

三重県知事　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあつた広告物協定の認定については、三重県屋外広告物条例第９条第４項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

１　広告物協定の名称

２　認定番号

３　認定年月日

（規格Ａ４）

追加〔平成９年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

第９号様式の４
（第６条の３関係）

広　告　物　協　定　変　更　認　定　通　知　書

年　　月　　日

様

三重県知事　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあつた広告物協定の変更認定については、三重県屋外広告物条例第９条第４項の規定により、下記のとおり変更認定しましたので通知します。

記

１　広告物協定の名称

２　当初認定番号

３　変更認定年月日

（規格Ａ４）

追加〔平成９年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

第９号様式の５
（第６条の４関係）

広　告　物　協　定　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

申　請　者　住　　所
（代表者）　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）
電　　話　　（　　）

広告物協定を廃止しましたので、三重県屋外広告物条例第９条第７項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物協定	１　名　　称	
	２　認　定　番　号	
	３　認　定　年　月　日	

（規格Ａ４）

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則８号・24年11号・令和2年規則95号〕

第９号様式の６
（第６条の５関係）

広　告　物　協　定　認　定　取　消　通　知　書

年　　月　　日

様

三重県知事　　㊞

下記の広告物協定は、三重県屋外広告物条例第９条第８項の規定により、認定を取り消しましたので通知します。

記

１　広告物協定の名称

２　認定番号及び認定年月日

３　取消年月日

４　取消理由

（規格Ａ４）

追加〔平成９年規則106号〕、一部改正〔平成18年規則19号〕

三重県屋外広告物条例施行規則

第９号様式の７（第９条関係）

（表）

屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　　所
報告者　氏　　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第11条の規定により報告します。

1　屋外広告物の概要

(1) 既許可番号等	年　　月　　日　　第　　号
(2) 表示(設置)場所	
(3) 設置年月日	年　　月　　日
(4) 点　検　日	年　　月　　日

2　点検結果

点　検　項　目	異常の有無	改善の概要	
		改善年月	改善の内容
(1)　基礎及び取付（支持）部分の変形、腐食、亀裂等	有・無		
(2)　主要部材の変形、腐食、劣化等	有・無		
(3)　ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等	有・無		
(4)　表示面の汚染、変色又は剥離	有・無		
(5)　表示面の破損	有・無		
(6)　照明又はネオン設備等の異常	有・無		
(7)　その他必要な点検箇所 （　　） （　　）	有・無		

3　点検者等（表示面積１㎡以上で、かつ、高さ4mを超える広告物の場合のみ記載）

(1)　氏　名	
(2)　住　所	TEL
(3)　資　格	□屋外広告士　□建築士　□電気工事士　□電気主任技術者 □職業訓練指導員又は技能検定合格者（帆布製品製造又は広告美術） □特定建築物調査員　□その他（　　）
(4)　広告物の種類	□広告板　□広告塔　□屋上広告　□ｻｲﾝ・ﾎﾟｰﾙ　□その他（　　）

（裏）

備考　1　この報告書は、表示面積が１平方メートル以上の広告物について、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物継続許可申請書に添えて提出してください。ただし、表示面積が１平方メートル未満のもの、掲出物件を新設するもの、建築基準法第12条第１項に規定する定期報告を行つたものは除きます。（定期報告を行つたものについては、定期報告書の写しを提出してください。）

2　□には、該当するものにレ印を記入してください。

3　「異常の有無」欄は、該当するものを○で囲み、異常があつた場合は「改善の概要」欄に改善した日付及び内容を記入してください。

4　点検後（異常があつた場合は改善後）の広告物又は掲出物件の写真（申請の日前二月以内に撮影したもので、広告物の安全性等を確認できるもの）を添えて提出してください。

5　表示面積が1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物は、点検者の資格を証明する書類の写しを添えて提出してください。

6　一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者は、「３　点検者等」中の「（３）資格」中の「その他」に「点検技能講習修了」と記入してください。

（規格Ａ４）

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・25年7号・28年1号・令和2年規則95号〕、全面改正〔平成30年規則29号〕

第10号様式の３（第11条の４関係）

受　　領　　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

返還を受けた者

住　所

氏　名

次のとおり広告物又は掲出物件（若しくは現金）の返還を受けました。

返還を受けた日		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	名称又は種類	
	数量	
	広告主	
	広告内容	
（返還を受けた金額等）		

（規格Ａ４）

追加〔平成16年条例80号〕、一部改正〔平成23年規則８号・令和2年規則95号〕

第11号様式
（第12条関係）

立　入　検　査　員　身　分　証　明　書

（表）

6センチメートル

第　　号

屋外広告物立入検査員証

所　属

職氏名

上記の者は、三重県屋外広告物条例第20条第１項に規定する立入検査員であることを証明します。

年　　月　　日

三重県知事　　印

8.5センチメートル

（裏）

三重県屋外広告物条例抜粋

（立入検査）

第20条　知事は、この条例の規定を実施するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成９年規則106号・11年115号・18年19号・24年11号〕

第12号様式
（第13条関係）

（表）

屋　外　広　告　業　登　録　申　請　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　所
氏　名
（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

屋外広告業者の登録を受けたいので、三重県屋外広告物条例第23条第　項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">登録の種類</td><td rowspan="2">新規
更新</td><td>※登録番号</td><td colspan="3">三重県屋外広告業登録第　　号</td></tr>
<tr><td>※登録年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ
氏　　名
及び生年月日
（法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び代表者の生年月日）</td><td colspan="4">生年月日　　年　　月　　日
法人・個人の別　　1　法人　　2　個人</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所
（法人にあつては所在地）</td><td colspan="4">郵便番号（　　－　　）
電話番号　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　三重県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地</td><td colspan="2">営業所の名称</td><td colspan="2">営業所の所在地（郵便番号）</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</td><td colspan="2">所属営業所名</td><td colspan="2">氏名</td><td>摘要</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="2">3　法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の職氏名</td><td colspan="2">職</td><td>フリガナ
氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所</td><td>フリガナ
氏　　名
（法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日）</td><td colspan="2">生年月日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">郵便番号（　－　）
電話番号　　（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5　法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名</td><td colspan="2">職</td><td>フリガナ
氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">6　他の地方公共団体における登録番号</td><td>登録を受けた地方公共団体名</td><td>登録年月日</td><td>登録番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

三重県収入証紙貼付欄

備考　1　※印のある欄には初回登録の場合、記入しないでください。
　　2　「新規　更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付けてください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・令和2年規則95号〕

第12号様式の２
（第13条関係）

誓　　約　　書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。）は、三重県屋外広告物条例第24条の３第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者

三重県知事　　宛て

（規格Ａ４）

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・令和2年規則95号〕

第12号様式の３
（第13条関係）

登録申請者｛□法人の役員
□本　　人
□法定代理人
□法定代理人（法人）の役員｝の略歴書

<table>
<tr><td colspan="2">現住所</td><td colspan="3">郵便番号（　－　）

電話番号　（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ
氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">略歴</td><td>期間
自　年月日
至　年月日</td><td colspan="3">職務内容又は業務内容</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政処分等</td><td>年月日</td><td colspan="3">行政処分等の内容</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏名</td></tr>
</table>

備考　１　□には、該当するものにレ印を記入してください。
２　「行政処分等」の欄には、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は屋外広告物法に基づく条例による処分を受けた経歴について記入してください。

（規格Ａ４）

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成24年規則11号・令和2年規則95号〕

第13号様式
（第13条の２関係）

第　　号

屋　外　広　告　業　登　録　通　知　書

住　所

氏　名

三重県屋外広告物条例第24条の２第１項の規定により屋外広告業者登録簿に登録しましたので、同条第２項の規定により通知します。

登　録　番　号	三重県屋外広告業登録第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
営　業　所　名	
業務主任者の氏名	

年　月　日

三重県知事　　印

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕

第14号様式
（第 14 条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　所

氏　名

（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

三重県屋外広告物条例第24条の４第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	三重県屋外広告業登録第　　号		
登録年月日	年　　月　　日		
フリガナ 氏　　名 及び生年月日 （法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び代表者の生年月日）	生年月日　　年　　月　　日 法人・個人の別　　１　法人　　２　個人		
住　　所 （法人にあつては所在地）	郵便番号（　　－　　） 電話番号　　（　　）		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考　「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付けてください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・令和2年規則95号〕

第14号様式の２
（第15条関係）

屋　外　広　告　業　廃　業　等　届　出　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

住　所

氏　名

（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

三重県屋外広告物条例第24条の６第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	三重県屋外広告業登録第　　号
登録年月日	年　　月　　日
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名 （法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）	法人・個人の別　　１　法人　　２　個人
住　　所 （法人にあつては所在地）	郵便番号（　－　） 電話番号　　（　）
届出の理由	１　死亡　　２　合併による消滅　　３　破産 ４　解散　　５　廃止
届出理由の生じた日	
屋外広告業者と届出人との関係	１　相続人　　２　元代表役員　　３　破産管財人 ４　清算人　　５　本人

備考　「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については、該当するものに丸印を付けてください。

（規格Ａ４）

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・令和2年規則95号〕

第15号様式
（第19条関係）

証　紙

屋　外　広　告　物　講　習　会　受　講　申　込　書

年　　月　　日

三重県知事　　宛て

写　　真
（縦４㎝×横３㎝）
６　月　以　内　に
撮影されたもの

住　所

（ふりがな）
受講申込者　氏　名

年　　月　　日生

電話番号　　（　　）

三重県屋外広告物条例第25条第１項の規定による講習会を受講したいので次のとおり申し込みます。

勤　務　先	名称及び代表者氏名			
	所　在　地	電話　　（　　）		
「屋外広告物の施工に関する事項」を免除する資格	資　　格		取得年月日	資格書の番号
	イ　建築士法第２条第１項に規定する建築士の資格を有する者			
	ロ　電気工事士法第３条に規定する電気工事士の資格を有する者			
	ハ　電気事業法第44条第１項に規定する 第１種電気主任技術者免状 第２種　〃 第３種　〃 を有する者			
	ニ　職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて帆布製品製造取付けに係る者			

備考　１　該当する事項のみ記入してください。
　　２　受講申込者の住所及び氏名は、住民票の住所及び氏名を記入してください。

（規格Ａ４）

全部改正〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・25年7号〕

第16号様式
（第19条関係）

屋　外　広　告　物　講　習　会　受　講　票

<table>
<tr><td>※受講番号</td><td></td><td>氏　　名</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>※講習期日
及び時間</td><td colspan="2"></td><td>※会場</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">講習科目
及び承認</td><td>※
屋外広告物に関する法令</td><td>※
屋外広告物の表示の方法に関する事項</td><td colspan="2">※
屋外広告物の施工に関する事項</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　１講習科目修了毎に係印の承認を受けてください。
　　２　１講習科目でも承認印のない場合は、修了証書を交付しません。
　　３　受講票は、当日必ず持参してください。
　　４　※欄には、記入しないでください。

（規格Ａ５）

全部改正〔平成18年規則19号〕

第17号様式
（第20条関係）

第　　号

修　　了　　証　　書

住所

氏名　　様

上記の者は、三重県屋外広告物講習会を修了したことを証します。

年　　月　　日

三重県知事　　印

（規格Ａ４）

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔平成９年規則106号・11年115号・16年57号〕

第18号様式
（第23条関係）

資　格　認　定　申　請　書

年　月　日

三重県知事　　宛て

住　所

申請者 （ふりがな）
氏　名

（電　話）

写　真
（４㎝×５㎝）

次のとおり三重県屋外広告物条例第26条第１項第４号に定める資格を受けたいので関係書類を添えて申請します。

生年月日	年　月　日（満　歳）		性別	男　女
現住所				
勤務先の名称及び代表者氏名並びに所在地	名　称		（ふりがな） 代表者氏名	
	所在地			
実務経験年数	満　年			

（規格Ａ４）

備考　講習会修了者と同等以上の知識及び能力を有することを証明する書類を添付すること。

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔平成２年規則31号・９年106号・11年115号・23年8号〕

第19号様式
（第23条関係）

第　　号

資　　格　　認　　定　　書

住所

氏名　　様

上記の者は、三重県屋外広告物条例第26条第１項の規定による講習会を修了した者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年　　月　　日

三重県知事　　印

（規格Ａ４）

追加〔昭和49年規則26号〕、一部改正〔平成9年規則106号・11年115号〕

第20号様式
（第24条関係）

屋外広告業標識

← 40センチメートル以上 →

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人にあつては、その代表者の氏名	
登録番号	三重県屋外広告業登録第　　号
登録年月日	年　　月　　日
営業所の名称及び業務主任者の氏名	

↑ 35センチメートル以上 ↓

追加〔平成18年規則19号〕

第21号様式
（第25条関係）

<table>
<tr><td>注文者の氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>注文者の住所</td><td colspan="4">電話番号　　（　）</td></tr>
<tr><td>広告物の表示又は掲出物件の設置の場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>表示した広告物又は設置した掲出物件</td><td>名称又は種類</td><td></td><td>数量</td><td></td></tr>
<tr><td>当該表示又は設置の年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>請負金額</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（規格Ａ５）

追加〔平成18年規則19号〕

第22号様式
（第27条関係）

立 入 検 査 員 身 分 証 明 書

（表）

6センチメートル

第　　号

屋外広告物立入検査員証

所　　属

職 氏 名

上記の者は、三重県屋外広告物条例第27条の４第１項に規定する立入検査員であることを証明します。

年　　月　　日

印

8.5センチメートル

三重県屋外広告物条例抜粋

（立入検査）

第27条の４　知事は、三重県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成24年規則11号〕

○三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定（昭和57年6月21日三重県告示第313号）

改正　昭和58年12月23日三重県告示第686号　昭和59年10月12日三重県告示第488号
昭和60年 3月15日三重県告示第112号　平成 2年10月26日三重県告示第571号
平成 4年 7月24日三重県告示第389号　平成 7年 4月18日三重県告示第228号
平成 9年 4月 8日三重県告示第792号　平成10年 3月 3日三重県告示第 97号
平成11年12月28日三重県告示第620号　平成13年 3月21日三重県告示第139号
平成14年 3月29日三重県告示第196号　平成15年11月28日三重県告示第711号
平成16年 5月11日三重県告示第419号　平成17年 3月31日三重県告示第299号
平成18年 8月15日三重県告示第567号　平成18年10月 6日三重県告示第660号
平成19年 3月30日三重県告示第263号　平成20年 2月29日三重県告示第114号
平成21年 3月31日三重県告示第229号　平成22年 3月26日三重県告示第177号
平成23年 3月22日三重県告示第180号　平成24年 3月27日三重県告示第226号
平成24年 5月25日三重県告示第379号　平成25年 3月29日三重県告示第223号
平成26年 3月28日三重県告示第240号　平成27年 2月20日三重県告示第107号
平成28年 3月 8日三重県告示第168号　平成29年10月27日三重県告示第753号
平成30年 1月30日三重県告示第 63号　令和 2年 3月 6日三重県告示第131号
令和 4年 3月18日三重県告示第122号　令和 5年12月 1日三重県告示第754号
令和 7年 3月21日三重県告示第176号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第３条から第５条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和57年７月１日から施行する。

１　条例第３条第１項第１号ただし書の知事が指定する区域（禁止区域から除く区域）

伊勢市内の一般国道23号のうち同市中村町地内の市道北中村桜木町線との交差点から同市宇治浦田町地内の県道伊勢磯部線との交差点までの区間の両側300メートル以内の区域

２　条例第３条第１項第５号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の禁止区間）

（１）　道路

路線名	禁止区間
一般国道１号	亀山市関町新所地内の一般国道25号との交差点から同市鈴鹿峠の滋賀県境まで
一般国道23号	１　中勢バイパスのうち津市内の区間及び鈴鹿市内の区間 ２　伊勢市黒瀬町地内の県道伊勢南島線との交差点から同市中村町地内の市道北中村桜木線との交差点まで ３　伊勢市宇治浦田町地内の県道伊勢磯部線の交差点から同市宇治今在家町隣接民有地117番地先まで
一般国道25号	１　亀山市関町新所地内の一般国道１号の分岐点から同市加太市場地内の中出橋まで ２　亀山市加太北在家地内のＪＲ関西本線との交差点から伊賀市柘植町地内の県道加太柘植線との分岐点まで ３　伊賀市白樫地内の白樫橋から同市治田地内の県道治田山出線との分岐点まで ４　伊賀市治田地内の市道治田尾山線との分岐点から奈良県境まで
一般国道42号	１　紀宝町井田地内の紀伊井田駅前より御浜町の方向へ500メートルの地点から紀宝町と御浜町との境界より和歌山県の方向へ100メートルの地点まで ２　熊野市大泊町字脇ノ谷278番地２から同市大泊町地内の小阪トンネルまで ３　熊野市飛鳥町大又地内の市道大久保平線との分岐点より尾鷲市の方向へ350メートルの地点から尾鷲市南浦地内の樋の口橋まで

	4　尾鷲市坂場町地内の坂場橋より紀北町の方向へ200メートルの地点から紀北町相賀地内の銚子橋より尾鷲市の方向へ150メートルの地点まで 5　紀北町馬瀬地内の大船橋から同町三浦字太地778番地先まで 6　紀北町東長島字柳ケ谷地内の町道片上１号線との交差点より尾鷲市の方向へ250メートルの地点から大紀町大内山河内地内の新長助橋まで 7　大紀町大内山本駒地内の町道駒柏崎線との交差点から同町柏崎地内の町道沖田線終点（坂津橋側）との分岐点まで 8　大紀町柏野地内のＪＲ紀勢本線との交差点から同町阿曽地内の町道登利線終点（藤ケ野側）との分岐点より紀北町の方向へ200メートルの地点まで 9　大紀町里地内の町道里三瀬坂線との分岐点から大台町佐原地内の船木大橋まで 10　鳥羽市堅神地内の堀通小橋から伊勢市二見町松下地内の池之浦橋（起点側）まで 11　伊勢市二見町松下地内の市道松下２号線との分岐点より明和町の方向へ350メートルの地点から同市二見町松下地内の市道松下３号線終点（東側）との分岐点まで 12　伊勢二見鳥羽ラインの全区間 13　伊勢市二見町江地内の起点から明和町の方向へ35メートルの地点まで
一般国道163号	1　京都府境界から伊賀市島ケ原殿川地内の丸山橋まで 2　津市美里町北長野地内の中砂橋から伊賀市上阿波地内の汁付橋まで 3　伊賀市猿野地内の市道大佛寺線との分岐点から同市寺田地内の寺田橋より津市の方向へ500メートルの地点まで 4　津市大字殿村字大垣内1459番地から同市南河路神納町363番地４まで
一般国道165号	1　奈良県境から名張市安部田地内の市道鹿高８号線との分岐点まで 2　伊賀市伊勢路地内の新薬師橋から津市白山町垣内地内の県道垣内御城線との分岐点より伊賀市の方向へ500メートルの地点まで
一般国道167号	1　志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで（磯部バイパスを経由する区間） 2　鳥羽市白木町字細田68番3から伊勢市二見町松下字滝落1944番1まで（第二伊勢道路）
一般国道169号	1　和歌山県境（七色ダム）から熊野市五郷町地内の一般国道309号との分岐点まで 2　熊野市五郷町桃崎地内の桃崎トンネルより奈良県の方向へ100メートルの地点から奈良県境まで
一般国道260号	1　志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鵜方地内の赤松ヶ谷交差点まで 2　志摩市志摩町片田地内の深谷大橋から同市志摩町御座字城山118番地まで 3　志摩市浜島町浜島地内の市道桧山路浜島線との分岐点から同市浜島町南張地内の城之橋まで 4　志摩市浜島町（南張海岸側）と南伊勢町との境界から南伊勢町五ヶ所浦地内の南勢小学校西入口前まで 5　南伊勢町船越地内の西之谷橋から同町内瀬地内の高浜橋まで 6　南伊勢町斉田地内の斉田橋から同町押渕地内の町道沖田線起点（旧

	押渕橋側）との分岐点まで 7　南伊勢町押淵地内の県道礫浦押淵線の終点から同町道方地内の新道方大橋まで 8　南伊勢町道方地内の新道方大橋より大紀町の方向へ500メートルの地点から同町東宮字豆方65番2地先まで 9　南伊勢町東宮地内の東宮橋から同町河内地内の河内橋まで 10　南伊勢町村山地内の村山大橋から同町小方竈字桂102番9まで 11　南伊勢町小方竈字持角24番4から同町古和浦地内の栃木トンネルまで 12　南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から紀北町東長島地内の孫太郎トンネル東側の交差点まで
一般国道306号	1　いなべ市藤原町山口地内の冷川橋より滋賀県境の方向へ50メートルの地点から滋賀県境まで 2　鈴鹿市伊船町地内の市道三畑長澤線及び市道長澤264号との交差点から同市追分町地内の市道長澤269号との交差点及び市道長澤177号との交差点まで
一般国道311号	1　尾鷲市大字南浦字矢ノ川長尾1980の２番地先から同市三木里の沓川橋まで 2　尾鷲市三木里地内の八十川橋から同市古江町字ウル192番地先まで 3　尾鷲市古江町字ウル192番地先より熊野市の方向へ1,000メートルの地点から尾鷲市賀田町字荒石19番地先まで 4　尾鷲市曽根町地内の綱代橋から熊野市甫母町地内の甫母大川の樋門より尾鷲市梶賀町の方向へ100メートルの地点まで 5　熊野市有馬町地内の市道大島山崎線との交差点から同市金山町地内の県道御浜北山線との交差点より同市有馬町の方向へ400メートルの地点まで 6　熊野市金山町地内の県道御浜北山線との交差点より御浜町の方向へ100メートルの地点から同町神木地内の地蔵橋より熊野市の方向へ250メートルの地点まで 7　御浜町神木地内の地蔵橋より奈良県の方向へ850メートルの地点から御浜町川瀬地内の県道御浜紀和線との交差点より熊野市の方向へ1,000メートルの地点まで 8　御浜町川瀬地内の県道御浜紀和線との交差点の地点から熊野市紀和町小栗須地内の土伝橋より和歌山県境の方向へ400メートルの地点まで 9　熊野市紀和町小栗須地内の市道小栗須線との交差点から同市紀和町板屋地内の県道長尾板屋線との交差点まで 10　熊野市紀和町小川口地内の小川口トンネルより御浜町の方向へ400メートルの地点から和歌山県境まで
一般国道421号	いなべ市大安町石榑南地内の一般国道306号の交差点より石榑峠の方向へ1,700メートルの地点から石榑峠の滋賀県境まで
一般国道422号	1　滋賀県境から伊賀市丸柱地内の殿白橋まで 2　伊賀市丸柱地内の宮田山住宅団地口の分岐点から同市諏訪地内の市道諏訪音羽線との分岐点まで 3　伊賀市諏訪地内の諏訪地区市民センター前から同市諏訪地内の市道中山下出線との分岐点まで 4　伊賀市諏訪地内の市道中山下出線との分岐点から同市大谷地内の県道高倉佐那具線との交差点までのバイパス 5　大台町栗谷口から同町小滝地内の大村橋まで

	6　大台町神滝地内の始神橋から同町桧原地内の桧原橋まで
一般国道 477号	菰野町千草の市之瀬橋から同町菰野の武平トンネルまで
県道 宮妻峡線	市道日永八郷線との交点から四日市市大字泊村字内谷1050番68地先まで
県道 四日市朝日線（都市計画道路朝日中央線）	川越町大字豊田字古川地内の一般国道１号との交差点から朝日町大字柿地内の町道朝日中央線との交差点まで
県道 津関線 （都市計画道路豊里八町線）	市道津駅一身田上津部田線との交差点から県道草生窪田津線との交差点まで
都市計画道路 河芸町島崎町線 （津市）	全区間
都市計画道路 鈴鹿中央線 （鈴鹿市）	１　県道三行庄野線のうち汲川原橋南詰交差点から汲川原町交差点まで ２　県道神戸長沢線のうち汲川原町交差点から鈴峰中学校西方交差点まで
県道 鈴鹿環状線	市道稲生三丁目332号線との交点から市道磯山四丁目169号線との交点まで
県道 上野鈴鹿線	鈴鹿市白子町字野瀬地の市道野町中二丁目340号線との交差点から同市稲生四丁目地内の市道加佐登鼓ヶ浦線との交差点まで
県道 名張曽爾線	名張市中知山地内の青蓮寺ダム管理所前から奈良県境まで
県道 赤目滝線	名張市赤目町長坂地内の砂防堰堤右岸から同市赤目町一ノ井地内の県道赤目掛線との分岐点まで
県道 青山高原公園線	伊賀市伊勢路地内の一般国道165号との分岐点から津市榊原町地内の市道南長野本線との分岐点まで
県道 久居美杉線	１　津市一志町大仰地内の大仰橋から同市白山町川口地内の坂本橋まで ２　津市美杉町八知地内の県道太郎生伊勢八知停車場線との分岐点より同市美杉町奥津の方向へ200メートルの地点から同市美杉町奥津地内の一般国道368号との分岐点より同市白山町の方向へ100メートルの地点まで
県道 鳥羽松阪線	１　伊勢市楠部町地内の県道伊勢南勢線との分岐点から同市神田久志本地内の倭姫宮参道入口まで ２　伊勢二見鳥羽ラインの全区間
県道 伊勢松阪線（都市計画道路秋葉山高向線）	伊勢市中島一丁目803番地１から同市御薗町高向字下蓼原1650番３まで
県道 大湊宮町停車場線	伊勢市御薗町高向字上万条3447番地先から県道伊勢松阪線との交点まで
県道 大台宮川線	１　大台町弥起井地内の新薗井橋から同町江馬地内の風呂の谷川橋まで ２　大台町天ケ瀬地内の天ケ瀬橋の分岐点から同町栗谷口まで
県道	大台町大杉地内の新大杉橋から同町桧原地内の終点まで

大台ケ原線	
県道 伊勢南勢線	1　伊勢市楠部町地内の県道鳥羽松阪線との分岐点から同市中村町地内の市道北中村桜木線との交差点まで 2　伊勢市宇治今在家町地内の一般国道23号との分岐点から南伊勢町五ヶ所浦地内の県道横輪南勢線との分岐点まで
県道 玉城南勢線	1　伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点より南伊勢町方向へ20ｍの地点から南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より伊勢市方向へ200ｍの地点まで 2　南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より龍仙山の方向へ400ｍの地点から同町船越地内の龍仙トンネルまで
伊勢志摩スカイライン（三重県観光開発株式会社の道路）	全区間
県道 伊勢磯部線	伊勢市宇治浦田町地内の浦田橋から志摩市磯部町恵利原地内の日向橋まで
県道 鳥羽阿児線（パールロード）	パールロードの全区間
県道 浜島阿児線	志摩市浜島町浜島字貝之脇1649―２番地先から同市浜島町桧山路字初吹４番３まで
県道 礫浦押淵線	1　南伊勢町礫浦地内の旧礫浦小学校正門前から同町相賀浦地内の大賀神社東側まで 2　南伊勢町相賀浦地内の町道竈線起点から同地内の一般国道260号との分岐点まで
県道 南勢浜島線	全区間
県道 城ノ浜山居線	全区間
旧県道 多田ケ瀬山居線	紀北町東長島字城ノ濱3043番10地先から同町東長島字多田ケ瀬3109番地の1地先まで
県道 九鬼港線	全区間
県道 中井浦九鬼線	尾鷲市向井地内の村島橋から同市九鬼町字平見887番32地先まで
県道 三木里インター線	全区間
県道 紀宝川瀬線	紀宝町井田字駒谷2050番1から同町鵜殿字外松原2225番1まで
県道 小船紀宝線	熊野市紀和町小船の起点から紀宝町鮒田地内の鮒田橋まで
市道 一身田長岡線（津市）	県道津関線（都市計画道路豊里八町線）との交差点から市道津駅一身田上津部田線との交差点まで
市道 上津部田１号線（津市）	全区間
市道 上津部田２号線（津市）	全区間

市道 津駅一身田上津部田線（津市）	全区間
市道 国府526号線 （鈴鹿市）	全区間
市道 御薗149号線 （鈴鹿市）	全区間
市道 御薗161号線 （鈴鹿市）	全区間
市道 川南三軒家線（伊賀市）	伊賀市島ヶ原地内の市道川南峰線との交差点から同市島ヶ原と同市長田との字境まで
市道 三軒家島ケ原線（伊賀市）	伊賀市長田と同市島ヶ原との字境から同市長田地内の市道三軒家弁天池線との交差点より京都府の方向へ200メートルの地点まで
市道 片田御座線（志摩市）	志摩市志摩町越賀地内の越賀海岸阿津里浜防潮堤の西側から同市志摩町御座地内の市道マサキ線との分岐点まで
市道 横山線（志摩市）	志摩市阿児町鵜方地内の長尾橋から同市阿児町鵜方地内の市道横山支線との交差点まで
市道 横山支線（志摩市）	志摩市阿児町鵜方地内の市道横山線との交差点から同市阿児町鵜方地内の環境省管理用通路入口まで
町道 下津浦神津佐線（南伊勢町）	全区間
町道 押淵大江線（南伊勢町）	1　南伊勢町大江地内の終点から同地内の七軒家橋まで 2　南伊勢町大江地内の千原橋から同地内の起点まで
町道 古和浦棚橋竈線（南伊勢町）	南伊勢町古和浦地内の北野神社（正面）から同町棚橋竈地内の終点まで

（２）　鉄道

鉄道名	禁止区間
ＪＲ 関西本線	1　鈴鹿市高岡町地内の県道四日市鈴鹿線との交差点から同市木田町地内の市道国分374号線との交差点まで 2　亀山市関町新所地内の久我山踏切から同市加太板屋地内の寺ケ谷川の鉄橋まで 3　亀山市加太北在家地内の一般国道25号との交差点から島ケ原駅より伊賀上野駅の方向へ300メートルの地点まで（伊賀市地内の一般国道25号から100メートル以内の部分を除く。） 4　島ケ原駅より月ケ瀬口駅の方向へ300メートルの地点から京都府境まで
ＪＲ 紀勢本線	1　鈴鹿川から津市睦合地内の県道三宅一身田停車場線まで 2　津市木造町地内の全区間 3　松阪市と多気町との境界から多気町相可地内の県道多気八太線との交差点まで 4　大台町佐原地内の県道大台宮川線との交差点から大紀町阿曽地内の

	一般国道42号との交差点まで 5　阿曽駅より伊勢柏崎駅の方向へ500メートルの地点から伊勢柏崎駅より阿曽駅の方向へ400メートルの地点まで 6　伊勢柏崎駅より大内山駅の方向へ1,000メートルの地点から大内山駅より梅ケ谷駅の方向へ1,500メートルの地点まで 7　荷坂トンネルから大名倉トンネルより梅ケ谷駅の方向へ500メートルの地点まで 8　紀北町長島加田地内の一般国道42号との交差点から同町古里地内の海野トンネルより紀伊長島駅の方向へ500メートルの地点まで 9　三野瀬駅より船津駅の方向へ300メートルの地点から紀北町馬瀬地内の大船川鉄橋まで 10　紀北町馬瀬地内の町道馬瀬２号線から同町上里地内の大河内川鉄橋まで 11　船津駅より相賀駅の方向へ2,000メートルの地点から相賀駅より船津駅の方向へ500メートルの地点まで 12　紀北町便ノ山鷲毛地内の一般国道42号との交差点から尾鷲市宮の上地内の北川まで 13　尾鷲市向井の矢の川鉄橋から賀田駅より三木里駅の方向へ1,000メートルの地点まで 14　賀田駅より二木島駅の方向へ1,000メートルの地点から熊野市木本の木本トンネルまで 15　御浜町阿田和上地の尾呂志川鉄橋より紀伊井田駅の方向へ200メートルの地点から紀伊井田駅より阿田和駅の方向へ700メートルの地点まで
ＪＲ 参宮線	1　多気駅から田丸駅より外城田駅の方向へ500メートルの地点まで 2　田丸駅より宮川駅の方向へ500メートルの地点から伊勢市内の宮川まで 3　伊勢市根起松の県道伊勢二見線との交差点から伊勢市二見町松下地内の五十鈴川派川まで 4　松下駅より鳥羽駅の方向へ400メートルの地点から伊勢市二見町松下地内の一般国道42号との交差点（池之浦橋）より松下駅の方向へ400メートルの地点まで 5　伊勢市二見町松下地内の一般国道42号との交差点（池之浦橋）より鳥羽駅の方向へ50メートルの地点から鳥羽市堅神地内の紙漉川鉄橋より松下駅の方向へ150メートルの地点まで 6　鳥羽市堅神の紙漉川鉄橋より鳥羽駅の方向へ500メートルの地点から鳥羽駅まで
ＪＲ 名松線	津市と松阪市との境界から伊勢奥津駅まで
近鉄 名古屋線	桃園駅から津市と松阪市との境界まで
近鉄 山田線	松阪市と明和町との境界から伊勢市御薗町地内の宮川まで
近鉄 大阪線	1　津市と松阪市との境界から美旗駅まで 2　名張市瀬古口の一般国道165号との交差点から奈良県境まで
近鉄 志摩線	1　船津駅から松尾駅まで 2　白木駅より五知駅の方向へ600メートルの地点から上之郷駅より沓掛駅の方向へ250メートルの地点まで 3　鵜方駅より志摩神明駅の方向へ300メートルの地点から志摩神明駅

	まで
近鉄 鳥羽線	1　宇治山田駅から池の浦駅まで 2　池の浦駅より鳥羽駅の方向へ500メートルの地点から鳥羽駅まで
伊賀鉄道 伊賀線	1　伊賀神戸駅から丸山駅まで 2　市部駅より猪田道駅の方向へ100メートルの地点から伊賀市四十九町地内の市道守田四十九町線との交差点まで 3　伊賀市小田町地内の一般国道163号の交差点から伊賀上野駅まで

3　条例第３条第１項第６号の知事が指定する区域（道路、鉄道等に接続する地域の禁止区域）

（１）　道路

ア　高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに次の表に掲げる道路の区間（松阪市内を除く。）の両側500メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

路線名	区間
一般国道 477号	菰野町千草地内の市之瀬橋から同町菰野の武平トンネルまで
県道 青山高原公園線	伊賀市伊勢路地内の一般国道165号との分岐点から津市榊原町地内の市道南長野本線との分岐点まで
県道 伊勢磯部線	五十鈴トンネルから志摩路トンネルまでの区間
伊勢志摩スカイライン	全区間
県道 鳥羽阿児線	パールロードの全区間
県道 鳥羽松阪線	伊勢二見鳥羽ラインの全区間

イ　２の（１）の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間（アの表に掲げる道路の区間を除く。）の両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

ウ　熊野市及び紀宝町地内の一般国道42号沿いの防風保安林の区域で同国道から見える地域

（２）　鉄道等

２の（２）の表の禁止区間の欄に掲げる鉄道の区間（駅構内の上り線発車信号機から進行方向に100メートル（急行列車の停車駅にあつては、150メートル）の地点と下り線発車信号機から進行方向に100メートル（急行列車の停車駅にあつては、150メートル）の地点との間を除く。）の両側100メートル以内の区域で当該区間内の鉄道から見える地域

4　条例第３条第１項第12号の知事が指定する区域（禁止区域とする広場）

東海旅客鉄道株式会社四日市駅前広場
〃　亀山駅前広場
〃　津駅東広場
〃　阿漕駅前広場
〃　山田上口駅前広場
〃　伊勢市駅前広場
近畿日本鉄道株式会社四日市駅前広場
〃　宇治山田駅前広場
〃　津駅西広場
〃　鳥羽駅前広場
〃　五十鈴川駅前広場
〃　桔梗が丘駅前広場

5　条例第４条第１項第５号の知事が指定する区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

（１）　県道湯の山温泉線のうち、菰野町湯の山地内の神明橋から香雲橋までの区域

（２）　津市内の市道津駅一身田上津部田線のうち、津駅西広場から同市大谷町地内の市道上浜元町

線との交差点までの区域

（３）　県道津関線のうち、津市広明町地内の県道津久居線との交差点から同地内の市道津駅一身田上津部田線との交差点までの区域

（４）　県道津久居線のうち、津市広明町地内の県道津関線との交差点から、同市観音寺町地内の新町大橋までの区域

（５）　津市内の市道栗真中山町一身田駅線のうち、安楽橋から栄橋までの区域

（６）　国道及び都市計画区域内の主要地方道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から10メートル以内の区域のうち当該道路の区域

６　条例第５条第１項第３号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の許可区間）

（１）　道路

路線名	許可区間
一般国道42号	大台町、大紀町及び紀宝町地内の全区間（２の項（１）の表一般国道42号の項に掲げる区間を除く。）
一般国道422号	大台町小滝地内の大村橋から同町神滝地内の始神橋まで
県道大台宮川線	１　大台町佐原の起点から同町弥起井地内の新薗井橋まで ２　大台町江馬地内の江馬橋から同町天ケ瀬地内の天ケ瀬橋の分岐点まで
県道伊勢南島線	度会町内の全区間
県道小船紀宝線	紀宝町鮒田地内の鮒田橋から同町成川地内の一般国道42号との分岐点の終点まで

（２）　鉄道

路線名	許可区間
ＪＲ紀勢本線	大台町、大紀町及び紀宝町の全区間（２の項（２）の表ＪＲ紀勢本線の項に掲げる区間を除く。）

７　条例第５条第１項第４号の知事が指定する区域（道路、鉄道等に接続する地域の許可地域）

（１）　道路

ア　高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに３の（１）のアの表に掲げる道路の区間の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

イ　２の（１）の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間（３の（１）のアの表に掲げる道路の区間を除く。）及び６の（１）の表の許可区間の欄に掲げる道路の区間の両側500メートル以内の区域（３の（１）のイ及びウの地域を除く。）で当該区間内の道路から見える地域

（２）　鉄道等

２の（２）の表の禁止区間の欄に掲げる鉄道の区間及び６の（２）の表の許可区間の欄に掲げる鉄道の区間の両側500メートル以内の区域（３の（２）の地域を除く。）で当該区間内の鉄道から見える地域

前　文（抄）（昭和58年12月23日三重県告示第686号）

昭和59年１月１日から施行する。

前　文（抄）（昭和59年10月12日三重県告示第488号）

昭和59年11月１日から施行する。

前　文（抄）（昭和60年３月15日三重県告示第112号）

昭和60年４月１日から施行する。

前　文（抄）（平成２年10月26日三重県告示第571号）

平成２年11月１日から施行する。

前　文（抄）（平成４年７月24日三重県告示第389号）

平成４年８月１日から施行する。

前　文（抄）（平成７年４月18日三重県告示第228号）

平成７年５月１日から施行する。

前　文（抄）（平成９年４月８日三重県告示第792号）

平成９年７月１日から施行する。

附　則（平成10年３月３日三重県告示第97号）

１　この告示は、公表の日から施行する。

２　この告示の施行日以後において、区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは提出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附　則（平成11年12月28日三重県告示第620号）

１　この告示は、公表の日から施行する。

２　この告示の施行日以降において、区域及び区間の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附　則（平成13年３月21日三重県告示第139号）

１　この告示は、公表の日から施行する。

２　この告示の施行日以後において、区域、地域等の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附　則（平成14年３月29日三重県告示第196号）

１　この告示は、公表の日から施行する。ただし、２の項（１）の表一般国道42号の項第10号の改正規定は、当該区間の供用開始の告示の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に一般国道260号の志摩町布施田地内の町道奥山線との交差点から同町和具地内の町道長谷線との分岐点までのバイパスにおいて表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表の規定は、この告示の施行の日から１年間は適用しない。

３　２の項（１）の表一般国道42号の項第10号の改正規定の施行の際現に一般国道42号の松阪市上川町の県道鳥羽松阪線の交差点から同市佐久米町の県道伊勢松阪線の交差点までのバイパスにおいて表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表の規定は、この告示の施行の日から１年間は適用しない。

附　則（平成15年11月28日三重県告示第711号）

この告示は、平成15年12月１日から施行する。

附　則（平成16年５月11日三重県告示第419号）

１　この告示は、公表の日から施行する。

２　この告示の施行日以後において、区域及び区間の指定又は変更により、新たに表示若しくは設置を禁止されることとなり、又は許可を要することとなる広告物若しくは掲出物件については、この告示の施行日から一年間（改正前の告示により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、改正後の告示にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

附　則（平成17年３月31日三重県告示第299号）

この告示は、平成17年４月１日から施行する。ただし、２の項（１）の表一般国道167号の項に１号を加える改正規定は、公表の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成18年８月15日三重県告示第567号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成18年10月６日三重県告示第660号）
この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日三重県告示第263号）
1　この告示は、平成19年10月１日から施行する。
2　この告示の施行の際現に一般国道23号の中勢バイパスのうち津市内の区間及び鈴鹿市内の区間において表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表中一般国道23号の規定は、この告示の施行の日から３年間は適用しない。
附　則（平成20年２月29日三重県告示第114号）
1　この告示は、公表の日から施行する。ただし、２の項（１）の表の改正規定中

「

市道 津駅見当山線（津市）	全区間

」

を

「

市道 津駅見当山線（津市） 市道 稲生390号線（鈴鹿市）	全区間 鈴鹿市白子町字野瀬地先から県道上野鈴鹿線との交差点まで

」

に改める部分は、市道稲生390号線（鈴鹿市）のうち、鈴鹿市白子町字野瀬地先から県道上野鈴鹿線との交差点までの区間の供用開始の告示の日から施行する。
2　この告示の施行の際現に市道庄野汲川原線のうち汲川原橋南詰交差点から汲川原町交差点までの区間、県道辺法寺加佐登停車場線のうち汲川原町交差点から津賀町西交差点までの区間、市道津賀三畑線のうち津賀町西交差点から三畑町中交差点までの区間及び県道神戸長澤線のうち三畑町中交差点から鈴峰中学校西方交差点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表中都市計画道路鈴鹿中央線（鈴鹿市）の規定は、この告示の施行の日から３年間は適用しない。
附　則（平成21年３月31日三重県告示第229号）
この告示は、平成21年４月１日から施行する。
附　則（平成22年３月26日三重県告示第177号）
この告示は、平成22年４月１日から施行する。
附　則（平成23年３月22日三重県告示第180号）
この告示は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成24年３月27日三重県告示第226号）
この告示は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年５月25日三重県告示第379号）
この告示は、公布の日から施行する。
附　則（平成25年３月29日三重県告示第223号）
1　この告示は、平成25年４月１日から施行する。
2　この告示の施行の際現に県道伊勢松阪線（都市計画道路秋葉山高向線）のうち伊勢市中島１丁目803番地１から伊勢市御薗町高向字下蓼原1650番３までの区間及び県道大湊宮町停車場線のうち伊勢市御薗町高向字上万条3447番地先から県道伊勢松阪線との交点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表中県道伊勢松阪線（都市計画道路秋葉山高向線）の規定及び同表中県道大湊宮町停車場線の規定は、この告示の施行の日から３年間は適用しない。
附　則（平成26年３月28日三重県告示第240号）
1　この告示は、平成26年４月１日から施行する。ただし、本文の改正規定、３の項（１）ア及びイ

の改正規定、７の項（１）ア及びイの改正規定並びに８の項を削る改正規定は、公表の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に県道鈴鹿環状線、市道国府526号線、市道御薗149号線及び市道御薗161号線の区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表中県道鈴鹿環状線の規定、市道国府526号線の規定、市道御薗149号線の規定及び市道御薗161号線の規定は、この告示の施行の日から３年間は適用しない。

附　則（平成27年2月20日三重県告示第107号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月8日三重県告示第168号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成29年10月27日三重県告示第753号）

１　この告示は、公表の日から施行する。ただし、２の項（１）の表中一般国道167号の項第２号及び一般国道260号の項第１号の改正規定は、一般国道167号の志摩市阿児町鵜方地内から志摩市磯部町穴川地内までの区間の供用開始の告示の日から、一般国道306号の項第２号の改正規定は、一般国道306号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤269号との交差点及び市道長澤177号との交差点までの区間の供用開始の告示の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に一般国道167号の志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から志摩市磯部町穴川土橋1162-88番地先までの区間、一般国道260号の志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鵜方地内の県道鳥羽阿児線との交差点までの区間及び一般国道306号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤269号との交差点及び市道長澤177号との交差点までの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表中一般国道167号の規定、一般国道260号の規定及び一般国道306号の規定は、この告示の施行の日から３年間は適用しない。

附　則（平成30年1月30日三重県告示第63号）

１　この告示は、公表の日から施行する。ただし、２の項（１）の表中一般国道422号の改正規定は、一般国道422号の伊賀市諏訪地内から伊賀市大谷地内までの区間の供用開始の告示の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に県道玉城南勢線の伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点より南伊勢町方向へ20ｍの地点から南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より伊勢市方向へ200ｍの地点までの区間及び南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より龍仙山の方向へ400ｍの地点から同町船越地内の龍仙トンネルまでの区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の２の項（１）の表中県道玉城南勢線の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

附　則（令和2年3月6日三重県告示第131号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月18日三重県告示第122号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和5年12月1日三重県告示第754号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和7年3月21日三重県告示第176号）

１　この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表中一般国道167号の項の改正規定（同項中「第二伊勢道路」を加える改正規定を除く。）は、一般国道167号の志摩市磯部町恵利原字カリ倉1994番20地先から同市磯部町五知字本田元73番3地先までの区間の供用開始の日から施行する。

２　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に前項の区間又は当該区間の両側100メートル以内の区域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中一般国道167号の項第1号の規定は、前項ただし書に規定する施行の日から3年間は適用しない。

○三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定（平成17年4月1日三重県告示第311号）

改正　平成17年10月７日三重県告示第789号　平成24年3月27日三重県告示第225号
平成24年11月30日三重県告示第804号　平成27年10月23日三重県告示第695号
平成29年 2月 3日三重県告示第 69号　平成29年10月27日三重県告示第754号
平成30年 1月30日三重県告示第 64号　平成30年 4月27日三重県告示第330号
平成31年 1月18日三重県告示第 32号　令和元年 8月27日三重県告示第270号
令和3年 12月14日三重県告示第733号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第６条第３項第９号及び同条第７項の規定により次の公共的団体を指定します。

なお、公共的団体の指定（昭和57年三重県告示第383号）は、廃止します。

1　一般財団法人三重県交通安全協会
2　公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
3　青少年育成市町民会議
4　地区住民の組織する自治会で公共的活動をするもの
5　公益社団法人三重県防犯協会連合会
6　特定非営利活動法人全国避難標識協会
7　伊勢地域観光交通対策協議会

○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成２年９月14日
三重県告示第505号

改正　平成９年４月８日三重県告示第793号　平成18年３月28日三重県告示第275号
平成19年１月９日三重県告示第13号　平成20年２月29日三重県告示第115号
平成26年２月７日三重県告示第85号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めた。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域
一般国道167号の一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間（一般国道42号との重複区間を含む。）及び当該区間の道路端から両側100ｍ（家屋連担地域にあっては30ｍ）以内の区域とする。

３　屋外広告物沿道景観地区掲出基準

（１）　景観風致維持基準
この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用する。

ア　禁止地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の６分の１以下
（イ）　屋上広告　１面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向２個以下）
（ウ）　広告板　１面８㎡以下
（エ）　広告塔　１面４㎡以下

イ　許可地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の４分の１以下
（イ）　屋上広告　１面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　１面20㎡以下
（エ）　広告塔　１面10㎡以下

ウ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の４分の１以下
（イ）　屋上広告　１面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ７ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　１面20㎡以下
（エ）　広告塔　１面10㎡以下
（オ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域のその他広告物
管理広告　１面５㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

（２）　景観形成指導基準
この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項により尊重しなければならない。

ア　広告物の共通基準
（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
（イ）　広告面のベースカラーは、伊勢市（二見町地内を除く。）では静かな参道の雰囲気をイメージする若緑色とし、同市二見町地内では海と岩のイメージの青色（紺碧の海）とし、鳥羽市では真珠のイメージの真珠色（メタリック調）とする。

（ウ）　広告面の色彩は、補色を極力避けること。
（エ）　広告面の色彩は、無彩色及び３色程度とし、全体と補色関係にならないようにする。
（オ）　広告物表示面等に、地場産品の素材等を出来る限り使用すること。
（カ）　広告物を反復して表示する場合は、化粧フレームの中に入れること。
（キ）　赤、オレンジ、青、紫、黒等の識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ　禁止地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の10分の１以下
（イ）　屋上広告　１面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向２個以下）
（ウ）　広告板　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　１面2.5㎡以下

ウ　許可地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の５分の１以下
（イ）　屋上広告　１面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　１面10㎡以下
（エ）　広告塔　１面５㎡以下

エ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の７分の１以下
（イ）　屋上広告　１面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ７ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　１面2.5㎡以下
（オ）　広告旗　禁止

オ　禁止地域のその他広告物
管理広告　１面２㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ　公共広告物
（ア）　禁止地域　高さ　3.5ｍ以下
　　大きさ　10㎡以下
（イ）　許可地域　高さ　５ｍ以下
　　大きさ　10㎡以下

前　文（抄）（平成９年４月８日三重県告示第793号）
平成９年７月１日から施行する。
前　文（抄）（平成18年３月28日三重県告示第275号）
公表の日から施行します。
前　文（抄）（平成19年１月９日三重県告示第13号）
公表の日から施行します。
前　文（抄）（平成20年２月29日三重県告示第115号）
公表の日から施行します。
前　文（抄）（平成20年２月29日三重県告示第115号）
公表の日から施行します。
前　文（抄）（平成25年２月７日三重県告示第85号）
公表の日から施行します。

○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成21年3月31日
三重県告示第231号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称
　伊勢志摩屋外広告物沿道景観Ｂ地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域
　伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで（道路に面した敷地「並行する道路・河川を介して接する敷地を含む。」）

３　屋外広告物沿道景観地区基本方針

（１）　基本構想

美しい景観は、先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべきものであり、当地域の中心となる、伊勢神宮については、平成18年県民景観意識アンケートの「将来の子供たちに残しておきたい三重の風景」の１位を占めており、また、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進め、以って美しい景観づくりの推進が求められている地域です。

このため、伊勢志摩の地域特性を生かした広告景観を形成する方策として屋外広告物について形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

（２）　基本的事項

ア　屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
イ　屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。
ウ　屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。
エ　屋外広告物の高さは、通行する人の視界を妨げず、かつ、統一性を確保すること。
オ　屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

４　屋外広告物沿道景観地区掲出基準

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　広告物の共通基準
（ア）　広告面の彩色は、無彩色又は５色以内とすること。（写真については広告面の１／２以内とする）
（イ）　広告面の色彩は、蛍光色を避けること。
（ウ）　ネオンサイン、ＬＥＤ（点滅・画面が変化するもの）は使用しないこと。

イ　禁止地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の５分の１以下。
（イ）　屋上広告　１面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下で縦長でないこと。
（ウ）　広告板　１面10㎡以下（表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする。）
（エ）　広告塔　１面５㎡以下

ウ　許可地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の３分の１以下。
（イ）　屋上広告　１面25㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下で縦長でないこと。
（ウ）　広告板　１面25㎡以下（表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする。）
（エ）　広告塔　１面12.5㎡以下

エ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の４分の１以下。

（イ）　屋上広告　１面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下で縦長でないこと。
（ウ）　広告板　１面20㎡以下（表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする。）
（エ）　広告塔　１面10㎡以下
（オ）　広告旗　禁止

オ　禁止地域のその他広告物
（ア）　管理広告　１面３㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。
（イ）　道標及び案内図板　１事業所２本以下、地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

（２）　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準
（ア）　広告面のベースカラーは、歴史的町なみの景観をイメージすること。
（イ）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

イ　禁止地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の10分の１以下
（イ）　屋上広告　１面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下
（ウ）　広告板　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　１面2.5㎡以下

ウ　許可地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の５分の１以下
（イ）　屋上広告　１面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下
（ウ）　広告板　１面10㎡以下
（エ）　広告塔　１面５㎡以下

エ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の７分の１以下
（イ）　屋上広告　１面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下
（ウ）　広告板　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　１面2.5㎡以下
（オ）　広告旗　禁止

オ　禁止地域のその他広告物
（ア）　管理広告　１面1.5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ　公共広告物
（ア）　禁止地域　高さ　3.5ｍ以下
　　大きさ10㎡以下
（イ）　許可地域　高さ　５ｍ以下
　　大きさ10㎡以下

附　則

１　この告示は、平成21年４月１日から施行する。
２　この告示のうち、４の（１）のイの（イ）中「縦長でないこと」の部分、４の（１）のイの（ウ）中「表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする」の部分、４の（１）のウの（イ）中「縦長でないこと」の部分、及び４の（１）のウの（ウ）中「表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする」の部分については、施行日以後に表示若しくは設置するものについて適用するものとする。

○屋外広告物沿道景観地区の指定並びに屋外広告物沿道景観地区基本方針及び掲出基準の決定

平成25年3月12日

三重県告示第161号

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のとおり定めます。

1　屋外広告物沿道景観地区の名称

伊勢志摩屋外広告物沿道景観Ｃ地区

2　屋外広告物沿道景観地区の区域

国道 167 号のうち、志摩市阿児町鵜方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鵜方の国道 260 号との赤松ヶ谷交差点までの区間及び国道 260 号のうち、志摩市阿児町鵜方の国道 167 号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間の道路端から両側 100m（家屋連担地域にあっては 30m）以内の区域とする。

3　屋外広告物沿道景観地区の基本方針

(1)　基本構想

本県は、豊饒な伊勢の海や黒潮踊る熊野灘など情景豊かな自然景観に恵まれ、また、古くから東西の文化が出会い、融合する交通の要衝として、多くの歴史と文化に彩られた景観がみられます。

その中で志摩地域は、英虞湾や的矢湾などのリアス式海岸と島々や養殖筏がおりなす美しい自然景観が見られ、地域全体が伊勢志摩国立公園に指定されています。

このような美しい景観は、県民共通の資産であり、観光などで本地域を訪れる人々にとっても重要な要素となっており、次世代へ引き継いでいくことが必要です。

平成 22 年 2 月に実施した県民の景観意識アンケート調査では、「将来残したい景観」について、歴史・文化的景観に続いて「海岸の景観」が第 3 位に挙げられています。

一方、「景観の美しさを損ねているもの」として、「屋外広告物」が第 4 位に挙げられており、「良くない印象」を持つ県民が多数います。その理由として、「派手な色彩」「数の多さ」「場所」が挙げられています。

また、美しい景観づくりを進めるため必要な行政の取組としては、「建築物や広告、看板等に対し、基準やルールを定め、誘導する」が第 1 位となっています。

これらのことから、「良好な景観の保全と創出」に向け、屋外広告物についても「規制と誘導」のルールづくりが求められていると考えられます。

国道 260 号は、志摩地域における幹線道路で、志摩地域の中心市街地から志摩半島先端の御座白浜を結び、沿道にはリアス式海岸などの豊かな自然景観が見られるとともに、地域住民の生活空間としての沿道景観が形成されています。

志摩地域の特性を生かした良好な景観を保全・創出し、将来に残していくために、国道 260 号沿いの屋外広告物の掲出について、形状・色彩等の基準を定め、より良い広告景観を誘導していく必要があります。

(2)　基本的事項

ア　屋外広告物は、周辺の景観に配慮し、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。

イ　屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。

ウ　屋外広告物の色彩及びデザインは、地域の特性を尊重したものとすること。

4　屋外広告物沿道景観地区掲出基準

(1)　景観風致維持基準

この基準は、条例第 8 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和 41 年三重県規則第 59 号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の 6 分の 1 以下

（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき 3 ㎡以下

（ウ）　屋上広告　表示面積は、一面につき 12 ㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの 4 分の 1 以下かつ 5m以下

（エ）　広告板　表示面積は、一面につき 8 ㎡以下

（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき 4 ㎡以下

（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき 2 ㎡以下

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の 4 分の 1 以下

（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき 3 ㎡以下

（ウ）　屋上広告　表示面積は、一面につき 22 ㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの 3

分の１以下かつ10m以下
（エ）　広告板　表示面積は、一面につき20㎡以下
（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき10㎡以下
（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2㎡以下
ウ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の4分の1以下
（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき3㎡以下
（ウ）　屋上広告　表示面積は、一面につき20㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの3分の1以下かつ7m以下
（エ）　広告板　表示面積は、一面につき20㎡以下
（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき10㎡以下
（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2㎡以下
（キ）　広告旗　禁止
エ　禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき3㎡以下
(2)　景観形成指導基準
この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。
ア　広告物の共通基準
（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
（イ）　ベースカラーは、周辺の景観に配慮し、暖色系（ＹＲ～2.5Ｙ）の色相、海と岩のイメージの青色（紺碧の海）又は真珠のイメージの真珠色（メタリック調）を用い、低彩度（3未満）及び中高明度（5以上9未満）の色彩とすること。
（ウ）　色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。また、鮮やかな色（彩度7以上）は、原則使用しない。やむを得ず使用する場合は、文字を細くし、又はアクセントとしての使用（表示面10％以内）にとどめること。
（エ）　広告面には、電飾を使用しないこと。
（オ）　広告面に写真を使用する場合は、志摩市の特産物又は自然若しくは歴史文化を表現するものとし、表示面積は、広告面の2分の1以内とする。ただし、自然景観を背景として用いる場合は、この限りでない。
（カ）　広告物は、地域を特徴づける地場産材をできる限り活用すること。
イ　禁止地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下
（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき1.7㎡以下
（ウ）　屋上広告　表示面積は、一面につき10㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの4分の1以下かつ5m以下
（エ）　広告板　表示面積は、一面につき5㎡以下
（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5㎡以下
（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.7㎡以下
ウ　許可地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき1.7㎡以下
（ウ）　屋上広告　表示面積は、一面につき20㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの3分の1以下かつ10m以下
（エ）　広告板　表示面積は、一面につき10㎡以下
（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき5㎡以下
（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.7㎡以下
エ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の7分の1以下
（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき1.7㎡以下
（ウ）　屋上広告　表示面積は、一面につき15㎡以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの4分の1以下かつ7m以下
（エ）　広告板　表示面積は、一面につき5㎡以下
（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5㎡以下
（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.7㎡以下
（キ）　広告旗　禁止

オ　禁止地域の管理広告
　　表示面積は、一面につき 1.7 ㎡以下
カ　国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物
　　景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

附　則
この告示は、平成 25 年４月１日から施行する。

○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成11年12月21日
三重県告示第612号

改正　平成18年３月28日三重県告示第277号　平成19年１月９日三重県告示第15号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のように定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

奥伊勢屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで（道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。）

３　屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の３分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、25平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき25平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

ウ　許可地域の一般広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。
地は緑色、文字等は白色に限ります。

（イ）　突出広告　同上

（ウ）　屋上広告　同上

（エ）　広告板　同上
ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

（オ）　広告塔　同上

（カ）　サイン・ポール　同上

（キ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき３平方メートル以下

広告旗の使用は認めません。（条例第６条第３項第２号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

（２）　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、同条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準

（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

（イ）　広告面の色彩は、無彩色及び３色程度とし、補色を極力避けること。

（ウ）　広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。

（エ）　赤、オレンジ、青、紫、黒等の識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の10分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、10平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、20平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

附　則

この告示は、平成12年３月21日から施行する。

前　文（抄）（平成18年３月28日三重県告示第277号）

公表の日から施行します。

前　文（抄）（平成19年１月９日三重県告示第15号）

公表の日から施行します。

○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成13年3月21日
三重県告示第137号

改正　平成18年3月28日三重県告示第278号　平成19年1月9日三重県告示第16号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

紀北屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境まで（道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。）

３　屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要

（１）　基本構想

本県は、山々や海、川など県土の１／３以上を占める自然公園に象徴されるように、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの集落や海沿いの漁村などでは、田園風景など自然のなかに人々の営みがうかがえ、特色ある景観がつくり出されています。

東紀州地域は熊野灘や紀伊山地など、海や山々の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。これらから得られる美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重な資源です。

平成12年２月に策定された尾鷲生活創造圏ビジョンでは、基本テーマ「集客交流による地域の活性化」とし、基本目標を「魅力ある集客交流圏づくり」としています。そして、基本目標を実現するために９つの「取り組みの方向」を設定し、住民と行政の協働により尾鷲生活創造圏づくりを推進しています。

尾鷲生活創造圏が目指すのは、訪れた人の心を癒す地域です。地域にある海、山、川の豊かな自然、熊野古道に代表される歴史・文化的遺産等の地域資源を最大限に活用した体験型の「集客交流」を目指しています。それには、そこに暮らす人々、訪れる人々に対し、癒しを与える美しい景観を提供することは大切なことのひとつです。

このため、尾鷲生活創造圏の自然環境と風景を損なうことのないよう、その特性を醸しだす広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行うものです。

（２）　基本的事項

ア　屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。

イ　屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。

ウ　屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

４　屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の３分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、25平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき25平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

ウ　許可地域の一般広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。

地は緑色、文字等は白色に限ります。

（イ）　突出広告　同上

（ウ）　屋上広告　同上

（エ）　広告板　同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

（オ）　広告塔　同上

（カ）　サイン・ポール　同上

（キ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき３平方メートル以下

広告旗の使用は認めません。（条例第６条第３項第２号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

（２）　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準

（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

（イ）　広告面の色彩は、無彩色及び３色程度とし、補色を極力避けること。

（ウ）　広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。

（エ）　識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の10分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、10平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、20平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

オ　国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物

景観形成指導基準または景観風致維持基準に準ずること。

附　則

この告示は、平成13年６月21日から施行する。

前　文（抄）（平成18年３月28日三重県告示第278号）

公表の日から施行します。

前　文（抄）（平成19年１月９日三重県告示第16号）

公表の日から施行します。

○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成13年3月21日
三重県告示第138号

改正　平成18年3月28日三重県告示第279号　平成19年1月9日三重県告示第17号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

紀南屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで（道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。）

３　屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要

（１）　基本構想

本県は、山々や海、川など県土の１／３以上を占める自然公園に象徴されるように、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの集落や海沿いの漁村などでは、田園風景など自然のなかに人々の営みがうかがえ、特色ある景観がつくり出されています。

東紀州地域は熊野や紀伊山地など、海や山々の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。これらから得られる美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重な資源です。

平成12年１月に策定された熊野生活創造圏ビジョンではビジョンのテーマを「癒しとふれあいのまちづくり」と定めています。そして、それに基づき６つの目標を定め、12本の重点事項について具体的な取り組みへと展開しています。

熊野生活創造圏が目指すのは、誰もが住み続けたいと思うような魅力ある地域です。この地域は、太平洋に面した雄大な海岸線、紀伊山地の深い山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、熊野古道や日本書紀に記されている花の窟神社に代表される歴史的、文化的資源が豊富です。地域の将来像を「健康長寿」と「集客交流」、言葉を換えれば「癒しとふれあい」に求め、地域のポテンシャルを引き出していくべきであると考えています。それには、そこに暮らす人々、訪れる人々に対し、癒しを与える美しい景観を提供することは大切なことのひとつです。

このため、熊野生活創造圏の自然環境と風景を損なうことのないよう、その特性を醸しだす広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行うものです。

（２）　基本的事項

ア　屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。

イ　屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。

ウ　屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

４　屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が３平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。）

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の３分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、25平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき25平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（カ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が３平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。）

ウ　許可地域の一般広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。

地は緑色、文字等は白色に限ります。

（イ）　突出広告　同上

（ウ）　屋上広告　同上

（エ）　広告板　同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

（オ）　広告塔　同上

（カ）　サイン・ポール　同上

（キ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき３平方メートル以下

広告旗の使用は認めません。（条例第６条第３項第２号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

（２）　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準

（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

（イ）　広告面の色彩は、無彩色及び３色程度とし、補色を極力避けること。

（ウ）　広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。

（エ）　識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の10分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、10平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　一面の表示面積は、20平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10メートル以下

（ウ）　広告板　表示面積は、一面につき10平方メートル以下

（エ）　広告塔　表示面積は、一面につき５平方メートル以下

（オ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

オ　国・地方公共団体その他知事が指定する公共団体による公共的目的広告物

景観形成指導基準または景観風致維持基準に準ずること。

附　則

この告示は、平成13年６月21日から施行する。

前　文（抄）（平成18年３月28日三重県告示第279号）

公表の日から施行します。

前　文（抄）（平成19年１月９日三重県告示第17号）

公表の日から施行します。

○屋外広告物沿道景観地区の指定並びに屋外広告物沿道景観地区基本方針及び掲出基準の決定

平成23年3月25日
三重県告示第185号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のとおり定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

国道311号屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間（当該区間の道路端から100メートル以内の区域）

３　屋外広告物沿道景観地区基本方針

（１）　基本構想

本県は、山々や海、川などからなる自然公園が県土の３分の１以上を占めており、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの農村集落や海沿いの漁村集落などでは、田園や漁業など自然のなかに人々の営みがうかがわれ、特色ある景観がつくり出されています。

三重県の中でも、東紀州地域は紀伊山地や熊野灘など、山々や海の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。

このような美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重なものとなっています。

平成22年２月に本県が実施した美しい景観づくりについての県民意識アンケートでは、「三重県の景観のうち、将来に残していきたい景観」については「名所・旧跡の景観（熊野古道等）」及び「歴史的まち並みや街道の景観」が１位・２位を占めています。

また、美しい景観づくりを進めるための行政の取組については「建築物や広告、看板などに対し基準やルールを定め、誘導する」が１位となっています。

こうしたことから、「良好な景観の保全と創出」及び「広告物のルールづくり」の必要性は県民の皆さんから望まれていると考えられます。

国道42号、311号は熊野古道と重複又は近接する区間が多く、しかも、海や山などの豊かな自然景観や人の営みが融合した文化的景観が残されており、将来にわたってもこうした景観を損なうことのないよう、その特性を生かした広告景観を創出するため、屋外広告物の形状、色彩等についての規制及び指導等を進めていく必要があります。

（２）　基本的事項

ア　屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。

イ　屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。

ウ　屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

４　屋外広告物沿道景観地区掲出基準

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の６分の１以下

（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき３㎡以下

（ウ）　屋上広告　一面の表示面積は12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５ｍ以下

（エ）　広告板　表示面積は、一面につき８㎡以下

（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき４㎡以下

（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき２㎡以下

（キ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が３㎡以下であり、かつ、他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10㎡以下のものはこの限りではありません。）

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の４分の１以下

（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき３㎡以下

（ウ）　屋上広告　一面の表示面積は22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10ｍ以下

（エ）　広告板　表示面積は、一面につき20㎡以下

（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき10㎡以下

（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき２㎡以下

（キ）　広告旗　禁止（条例第６条第３項第１号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が３㎡以下であり、かつ、他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10㎡以下のものはこの限りではありません。）

ウ　許可地域の一般広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、一面につき1.5㎡以下。表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。地は緑色、文字等は白色に限ります。

（イ）　突出広告　同上

（ウ）　屋上広告　同上

（エ）　広告板　同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

（オ）　広告塔　同上

（カ）　サイン・ポール　同上

（キ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき３㎡以下。広告旗の使用は認めません。（条例第６条第３項第２号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

（２）　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準

（ア）　広告面の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度（彩度１～８以内）とすること。

（イ）　広告面に写真及び電飾は使用しないこと。

（ウ）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

（エ）　広告物は地域を特徴づける地場産材等をできる限り活用すること。

イ　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の10分の１以下

（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき1.5㎡以下

（ウ）　屋上広告　一面の表示面積は10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５ｍ以下

（エ）　広告板　表示面積は、一面につき５㎡以下

（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき2.5㎡以下

（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5㎡以下

ウ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　表示面積は、同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　突出広告　表示面積は、一面につき1.5㎡以下

（ウ）　屋上広告　一面の表示面積は20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10ｍ以下

（エ）　広告板　表示面積は、一面につき10㎡以下

（オ）　広告塔　表示面積は、一面につき５㎡以下

（カ）　サイン・ポール　表示面積は、一面につき1.5㎡以下

エ　禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5㎡以下

オ　国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物

景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

附　則

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

○屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定（松阪市）

平成17年４月１日松阪市告示第219号
最終改正　平成21年３月31日松阪市告示第 90号

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年三重県条例第２号）第２条第２項の規定に基づき、三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。）第３条及び第４条の規定による区域及び区間の指定を次のように定める。

１　条例第３条第１項第５号の区間（道路、鉄道等の禁止区間）

(1) 道路

路線名	禁止区間
一般国道 23 号	津市との境界から小津町の国道 23 号との分岐点までのバイパス
一般国道 42 号	八太町の国道 42 号との交差点から古井町の国道 23 号との分岐点までのバイパス
一般国道 166 号	１　奈良県境から飯高町落方地内の落方トンネルまで ２　飯高町波瀬小学校から同町加波地内の南谷口川砂防堰堤まで ３　飯高町乙栗子地内の市道乙栗子線との交点から同町犬飼地内の鍋倉林道との分岐点まで ４　飯高町粟野地内の下粟野谷川との接点から同町田引地内の極楽橋まで ５　飯高町田引地内の岩名橋から同町片栗子地内の中部電力株式会社の発電所ダムまで ６　飯高町虻野地内の不動橋から飯南町粥見地内の飯南高等学校正門まで ７　飯南町出鹿地内の国道 368 号との分岐点から同町赤滝地内の市道生辺線（市道橋千才橋左岸詰）との交点まで
県道六軒鎌田線	大塚町の一般国道 42 号との交差点から大平尾町の一般国道 23 号との交差点までのバイパス

(2) 鉄道

鉄道名	禁止区間
ＪＲ紀勢本線	１　津市との境界から市場庄町地内の近鉄の路線との交差点まで ２　杉地内の金剛川から多気町との境界まで
ＪＲ名松線	上ノ庄駅から津市との境界まで
近鉄名古屋線	津市との境界から市場庄町地内のＪＲ紀勢本線との交差点まで
近鉄山田線	杉地内の金剛川から明和町との境界まで
近鉄大阪線	伊勢中川駅から津市との境界まで

２　条例第３条第１項第６号の区域（道路、鉄道等に接続する地域の禁止区域）

(1) 道路

ア　高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間の両側 500 メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

イ　１の(1)の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間の両側 100 メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

(2) 鉄道等

１の(2)の表の禁止区間の欄に掲げる鉄道の区間（駅構内の上り線発車信号機から進行方向に 100 メートル（急行列車の停車駅にあっては、150 メートル）の地点と下り線発車信号機から進行方向に 100 メートル（急行列車の停車駅にあっては、150 メートル）の地点との間を除く。）の両側 100 メートル以内の区域で当該区間内の鉄道から見える地域

３　条例第３条第１項第 12 号の区域（禁止区域とする広場）

東海旅客鉄道株式会社松阪駅前広場
近畿日本鉄道株式会社松阪駅前広場

4　条例第４条第１項第５号の区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

（１）　市道市民会館前通り線のうち、県道松阪第 2 環状線との交差点から県道辻原西町線との交差点までの区域

（２）　国道及び都市計画区域内の主要地方道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 56 条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から 10 メートル以内のうち当該道路の区域

附　則（平成 17 年４月１日松阪市告示第 219 号）

この告示は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年４月 17 日松阪市告示第 115 号）

この告示は、平成 18 年４月 17 日から施行する。

附　則（平成 19 年４月 15 日松阪市告示第 168 号）

この告示は、平成 19 年４月 15 日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 31 日松阪市告示第 90 号）

1　この告示は、平成 21 年４月１日から施行する。ただし、１の項（１）の表の改正規定中

「

路線名	禁止区間
一般国道 23 号	嬉野新屋庄町の県道嬉野津線との交差点から小津町の国道 23 号との分岐点までのバイパス
一般国道 42 号	上川町の県道松阪第 2 環状線との交差点から古井町の国道 23 号との分岐点までのバイパス

」を

「

路線名	禁止区間
一般国道 23 号	津市との境界から小津町の国道 23 号との分岐点までのバイパス
一般国道 42 号	八太町の国道 42 号との交差点から古井町の国道 23 号との分岐点までのバイパス
県道六軒鎌田線	大塚町の一般国道 42 号との交差点から大平尾町の一般国道 23 号との交差点までのバイパス

」に

改める部分は、一般国道 23 号のうち津市との境界から嬉野新屋庄町の県道嬉野津線との交差点までの区間及び一般国道 42 号のうち八太町の国道 42 号から上川町の県道松阪第 2 環状線との交差点までの区間並びに県道六軒鎌田線の全指定区間の供用開始の告示の日から施行する。

２　４の項（１）に改める部分は告示の施行の日から 3 年間は適用しない。

○屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区間及び区域の指定（桑名市）

令和２年４月１日桑名市告示第103号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）条例第３条第１項第５号に規定する区間並びに同項第６号及び第４条第１項第５号に規定する区域を三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第２号）第２条第２項の規定に基づき、次のように定める。

１　条例第３条第１項第５号の区間（道路の禁止区間）

路線名	禁止区間
一般国道421号	桑名市西別所地内の一般国道258号との交点から同市星川地内の県道星川西別所線との交点まで
県道立田長島インター線	県道水郷公園線との交点から愛知県境まで
県道水郷公園線	国道１号との交点から県道立田長島インター線との交点まで
県道桑名海津線	全区間

２　条例第３条第１項第６号の区域（道路に接続する地域の禁止区域）

(1)　高速自動車国道の全区間の両側500メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

(2)　１の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間の両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

３　条例第４条第１項第５号の区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

国道及び都市計画区域内の主要地方道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から10メートル以内の区域のうち当該道路の区域

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○松阪市屋外広告物沿道景観Ａ地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成21年3月31日松阪市告示第89号

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第２号）第２条第２項の規定に基づき、三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第８条の２第１項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

松阪市屋外広告物沿道景観Ａ地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

県道松阪第二環状線のうち八太町の国道４２号との交差点から百々川橋までの区間（一般国道166号との重複区間を含む。）並びに伊勢自動車道松阪インター進入道路のうち料金所から県道松阪第二環状線との交差点までの区間及び当該区間の両側100ｍ以内の区域とする。

３　屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要

（１）基本構想

近年、先人から受け継いだ美しい自然環境や自然景観を、次の世代に引き継ぐため、美しい景観づくりを推進する機運が高まってきています。

そこで、松阪市では自然、農山村、都市、歴史・文化的な景観を保全、活用した松阪特有の景観や地域のシンボルとなるような景観づくりを進めています。

平成20年度に策定の松阪市景観計画において、この地域は、雲出川沿い田園地区及び丘陵地区の一部に位置づけられ、のどかな田園景観や住宅団地・工業団地などと里山の緑とが調和した景観の保全・創出が求められています。

このため、この地区の自然環境と風景を損なうことのないよう、その地域特性を生かした広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

（２）基本的事項

ア　屋外広告物は、自然景観を阻害するものでないこと。

イ　屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。

ウ　屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。

特に、高さは統一性を確保すること。

エ　屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

４　屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

（１）　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア　広告物の共通基準

（ア）　広告面の彩色は、無彩色を含む５色以内とすること。やむを得ず写真を用いる場合は、広告の表示面積の１／２以内であること

（イ）　広告面の色彩は、蛍光色を避けること

（ウ）　ネオンサイン及びＬＥＤ（点滅するもの及び表示内容が変化するものに限る。）は使用しないこと

イ　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　　１方向当たり同一壁面面積の５分の１以下

（イ）　屋上広告　　１面15㎡以下で横長であること

高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５ｍ以下

（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向２個以下）

（ウ）　広告板　　１面10㎡以下

（エ）　広告塔　　１面５㎡以下

ウ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　　１方向当たり同一壁面面積の３分の１以下
（イ）　屋上広告　　１面25㎡以下で横長であること
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10m以下
（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　　１面25㎡以下
（エ）　広告塔　　１面12.5㎡以下、高さ10m以下

エ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　　１方向当たり同一壁面面積の４分の１以下
（イ）　屋上広告　　１面20㎡以下で横長であること
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ７m以下
（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　　１面20㎡以下
広告物間は、５m以上離すこと
（エ）　広告塔　　１面10㎡以下、高さ10m以下
広告物間は、５m以上離すこと
（オ）　サインポール　広告物間は、５m以上離すこと
（カ）　広告旗　　禁止

オ　禁止地域のその他広告物
（ア）　管理広告　１面３㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る
（イ）　道標及び案内図板　１事業所２本以下、地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

（２）　景観形成指導基準
この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項により尊重しなければなりません。

ア　広告物の共通基準
（ア）　広告面のベースカラーは、三重県景観色彩ガイドラインの自然的景観をイメージした色彩を用いること。
（イ）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

イ　禁止地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　　１方向当たり同一壁面面積の10分の１以下
（イ）　屋上広告　　１面10㎡以下で横長であること
高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５m以下
（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向２個以下）
（ウ）　広告板　　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　　１面2.5㎡以下

ウ　許可地域の自家用広告物
（ア）　壁面広告　　１方向当たり同一壁面面積の５分の１以下
（イ）　屋上広告　　１面20㎡以下で横長であること。
高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10m以下
（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　　１面10㎡以下
（エ）　広告塔　　１面５㎡以下、高さ10m以下

エ　許可地域の一般広告物
（ア）　壁面広告　　１方向当たり同一壁面面積の７分の１以下
（イ）　屋上広告　　１面15㎡以下で横長であること。
高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ７m以下
（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）

（ウ）　広告板　　１面５㎡以下

広告物間は、50ｍ以上離すこと

（エ）　広告塔　　１面2.5㎡以下、高さ10ｍ以下。
広告物間は、50ｍ以上離すこと

（オ）　サインポール　広告物間は、50ｍ以上離すこと

（カ）　広告旗　　禁止

オ　禁止地域のその他広告物

（ア）　管理広告　　１面1.5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ　公共広告物

（ア）　禁止地域　　１面10㎡以下、高さ3.5ｍ以下

（イ）　許可地域　　１面10㎡以下、高さ５ｍ以下

附　則

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

○桑名市屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

令和２年４月１日桑名市告示第104号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第８条第１項に規定する屋外広告物沿道景観地区並びに条例第８条の２第１項に規定する屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第２号）第２条第２項の規定に基づき、次のように定める。

１　屋外広告物沿道景観地区の名称

長島屋外広告物沿道景観地区

２　屋外広告物沿道景観地区の区域

県道水郷公園線の国道１号との交点から桑名市長島町松蔭と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から100ｍ以内の区域

３　屋外広告物沿道景観地区掲出基準

(1)　景観風致維持基準

この基準は、条例第８条の２第３項第１号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、次の基準を適用する。

ア　禁止地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の６分の１以下

（イ）　屋上広告　１面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ５ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向２個以下）

（ウ）　広告板　１面８㎡以下

（エ）　広告塔　１面４㎡以下

イ　許可地域の自家用広告物

（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の４分の１以下

（イ）　屋上広告　１面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの２分の１以下かつ10ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）

（ウ）　広告板　１面20㎡以下

（エ）　広告塔　１面10㎡以下

ウ　許可地域の一般広告物

（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の４分の１以下

（イ）　屋上広告　１面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ７ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）

（ウ）　広告板　１面20㎡以下とし、かつ、特例分（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第１項において準用する同法第６条第１項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの、同法第６条の２第１項の規定に基づき同法第77条の21第１項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものをいう。以下同じ。）も含め道路、鉄道等から２ｍ以上控えること。

（エ）　広告塔　１面10㎡以下とし、かつ、特例分も含め道路、鉄道等から２ｍ以上控えること。

（オ）　広告旗　禁止

エ　禁止地域のその他広告物

管理広告　１面５㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

(2)　景観形成指導基準

この基準は、条例第８条の２第３項第２号の規定により定めるもので、条例第８条の３第４項の規定により尊重しなければならない。

ア　広告物の共通基準

（ア）　野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

（イ）　広告面のベースカラーは、田園風景と水郷をイメージした緑色又は水色とすること。

（ウ）　広告面の色彩は、無彩色及び３色程度とし、補色を極力避けること。

（エ）　広告物表示面等に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。

（オ）　広告物を反復して表示する場合は、化粧フレームの中に入れること。

（カ）　赤、オレンジ、青、紫、黒等の識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ　禁止地域等の自家用広告物

（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の10分の１以下

（イ）　屋上広告　１面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの４分の１以下かつ５ｍ以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向２個以下）

（ウ）　広告板　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　１面2.5㎡以下
ウ　許可地域等の自家用広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の５分の１以下
（イ）　屋上広告　１面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ10m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　１面10㎡以下
（エ）　広告塔　１面５㎡以下
エ　許可地域等の一般広告物
（ア）　壁面広告　１方向当たり同一壁面面積の７分の１以下
（イ）　屋上広告　１面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの３分の１以下かつ７m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物１棟につき１方向３個以下）
（ウ）　広告板　１面５㎡以下
（エ）　広告塔　１面2.5㎡以下
（オ）　広告旗　禁止
オ　禁止地域等のその他広告物
管理広告　１面２㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。
カ　公共広告物
（ア）　禁止地域　１面10㎡以下
高さ3.5m以下
（イ）　許可地域　１面10㎡以下
高さ５m以下

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）

平成12年 3月24日三重県条例第 2号
平成24年12月28日三重県条例第69号
平成30年12月21日三重県条例第80号
令和元年10月25日三重県条例第16号

三重県の事務処理の特例に関する条例をここに公布します。

三重県の事務処理の特例に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることについて定めることを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例九三号〕

（市町が処理することとする事務の範囲等）

第二条　すべての市町が処理することとする事務は、別表第一に掲げるとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、別表第二の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

一部改正〔平成一七年条例九三号〕

別表第一（第二条関係）

（略）

別表第二（第二条関係）【関係部分のみ】

二十九の二　三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 イ　条例第三条第一項の規定による区域等の指定及び同条第二項の規定による告示 ロ　条例第四条第一項第五号の規定による区域の指定及び同条第二項の規定による告示 ハ　条例第八条第一項の規定による屋外広告物沿道景観地区の指定及び同条第三項の規定による告示 ニ　条例第八条の二（第四項を除く。）の規定による屋外広告物沿道景観地区基本方針の策定等 ホ　条例第九条の規定による広告物及び広告物を掲出する物件に関する協定の認定等	松阪市及び桑名市
三十　三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ　条例第五条第一項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 ロ　条例第六条第四項及び第五項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 ハ　条例第六条第六項の規定による届出の受理 ニ　条例第八条の四の規定による指導、助言及び勧告 ホ　条例第十条第一項の規定による条件の付与 ヘ　条例第十条第三項の規定による許可 ト　条例第十一条の規定による報告の受理 チ　条例第十二条第一項の規定による広告物及び掲出物件の変更及び改造の許可 リ　条例第十二条第二項の規定による条件の付与 ヌ　条例第十七条の規定による許可の取消し	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、大台町及び大紀町

ル　条例第十九条第一項の規定による必要な措置の命令 ヲ　条例第十九条第二項の規定による必要な措置の実施 ワ　条例第十九条第三項の規定による代執行及び費用の徴収 カ　条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却 ヨ　条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管 タ　条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示 レ　条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等 ソ　条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄 ツ　条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査 ネ　条例第二十二条の規定による届出の受理 ナ　条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告 ラ　条例第二十七条の五第二項の規定による指導及び助言 ム　条例第二十七条の六第一項の規定による勧告 ウ　条例第二十七条の六第二項の規定による勧告 ヰ　条例第二十七条の六第三項の規定による公表 ノ　条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与	
三十一　三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ　条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却 ロ　条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管 ハ　条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示 ニ　条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等 ホ　条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄 ヘ　条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査（イに係るものに限る。）	各市（津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。）、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町

○参考資料

1　屋外広告物条例第３条第１項及び第５条第１項第８号に規定する地域

	条例第３条第１項第１号に該当する地域	条例第３条第１項第４号に該当する地域		条例第３条第１項第10号に該当する地域	条例第５条第１項第８号に該当する地域
		風致保安林	魚つき保安林		
桑名市	有	有			該当
いなべ市	有	有		有(S53)	該当
木曽岬町	有				該当
東員町	有	有			該当
四日市市	有	有			該当
菰野町	有	有			該当
朝日町	有	有			該当
川越町	有				該当
鈴鹿市	有	有			該当
亀山市	有	有			該当
津市	有	有			該当
松阪市	有			有(H20)	該当
多気町					該当
明和町				有(H20)	該当
大台町					該当
伊勢市	有				該当
玉城町	有				該当
度会町					該当
大紀町			有	有(S53)	該当
南伊勢町			有		該当
鳥羽市	有	有	有		該当
志摩市			有		該当
名張市	有	有			該当
伊賀市	有	有			該当
尾鷲市		有	有		該当
紀北町			有	有(S53)	該当
熊野市			有		該当
御浜町	有				該当
紀宝町		有			該当

※詳細については地域を所管する屋外広告物担当窓口までお問い合わせください。

2　国立公園、国定公園、県立自然公園

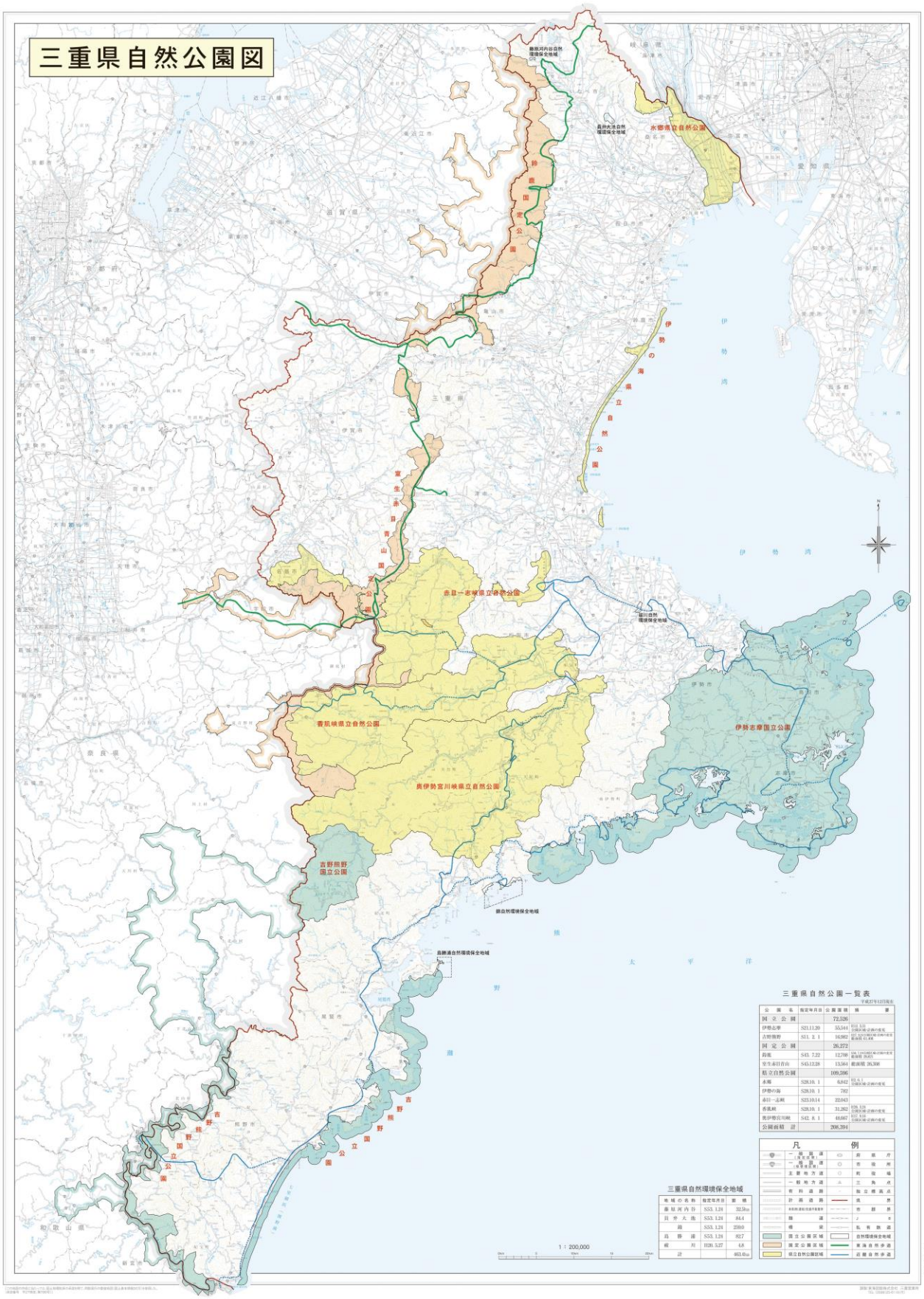

3　都市計画区域

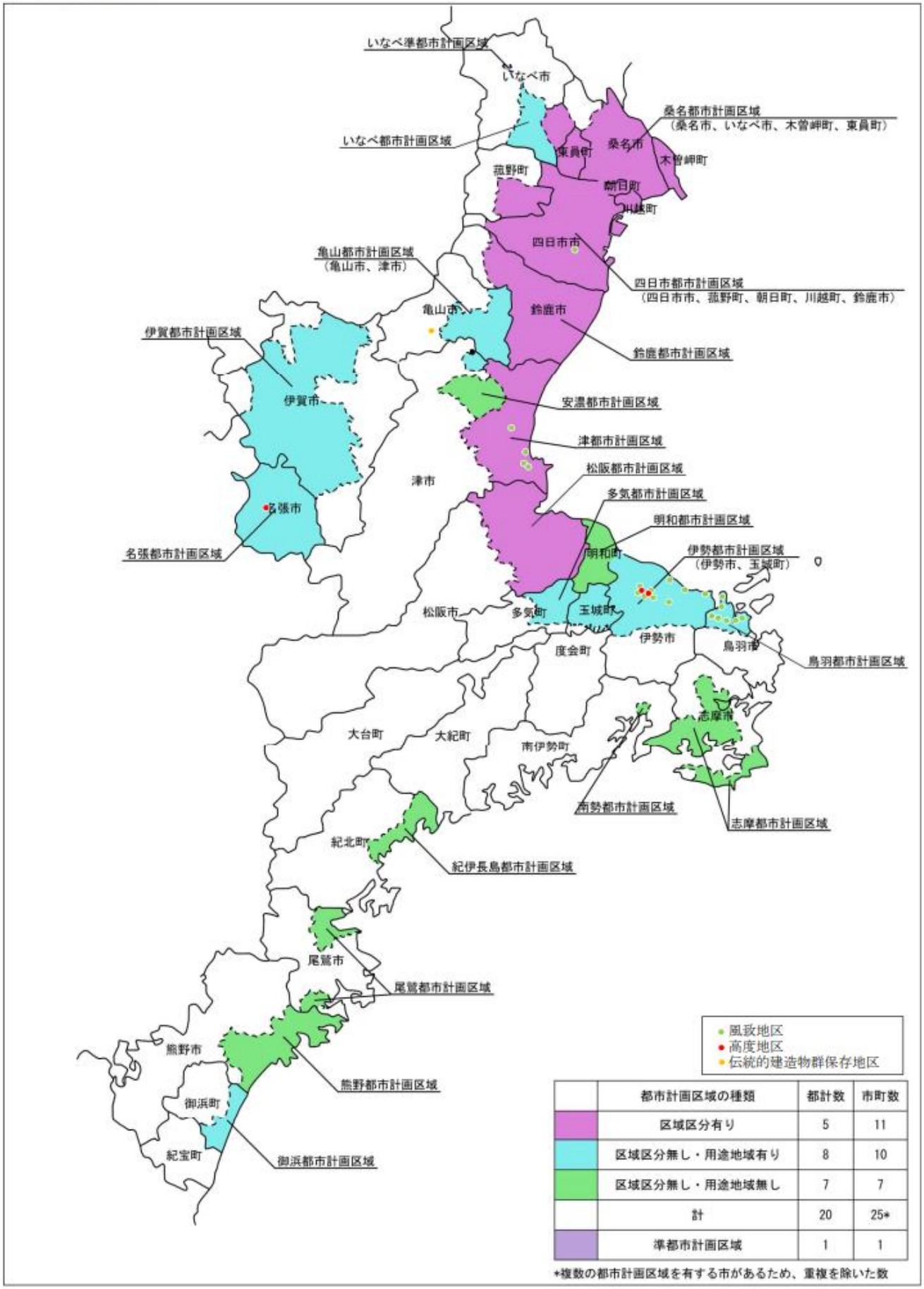

	都市計画区域の種類	都計数	市町数
	区域区分有り	5	11
	区域区分無し・用途地域有り	8	10
	区域区分無し・用途地域無し	7	7
	計	20	25*
	準都市計画区域	1	1

*複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数

令和4年4月1日現在

※詳細な位置については各建設事務所、各市町へお問い合わせください。

4　屋外広告条例に基づく規制地域

違反広告物に次のシールを貼る場合がありますので、御注意ください。

屋外広告物担当窓口

■屋外広告物の許可等に関する事務

地域等	担当窓口	電話番号	住所
桑名市	桑名市役所 都市創造部都市整備課	0594-24-1223	〒511-8601 桑名市中央町2-37
いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	〒511-8567 桑名市中央町5-71
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	〒510-8511 四日市市新正4-21-5
鈴鹿市	鈴鹿市役所 都市整備部都市計画課	059-382-9063	〒513-8701 鈴鹿市神戸1-18-18
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117
津市	津市役所 都市計画部都市政策課	059-229-3290	〒514-8611 津市西丸之内23-1
松阪市	松阪市役所 建設部都市計画課	0598-53-4199	〒515-8515 松阪市殿町1340-1
多気郡 ※大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	〒515-0011 松阪市高町138
多気郡大台町	大台町役場 建設上下水道課	0598-82-3788	〒519-2404 多気郡大台町佐原750番地
伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2
度会郡大紀町	大紀町役場 建設課	0598-86-2247	〒519-2703 度会郡大紀町滝原1610-1
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627	〒517-0501 志摩市阿児町鵜方3098-9
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297	〒518-8533 伊賀市四十九町2802
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141	〒519-4393 熊野市井戸町371

■屋外広告業の登録に関する事務

担当窓口	電話番号	FAX番号	住所
三重県　県土整備部都市政策課	059-224-2748	059-224-3270	〒514-8570 津市広明町13

三重県　県土整備部　都市政策課
〒514-8570　津市広明町 13　TEL:059-224-2748